平成30年度

道路関係予算概要

平成30年1月

国土交通省道路局国土交通省都市局

目 次

1	基本,	万針 ·····	
Π	決定	概要 ·····	2
1	予:	 算総括表 ······	2
2		路整備に関する財政上の特例措置について ·····	
3	地		4
4	大	・	5
5	新	規制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1717		
Ш	主要	施策の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	被	 災地の復旧・復興 ···············	10
	(1)	東日本大震災からの復興・創生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(2)	熊本地震からの復旧・復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2	国」	民の安全・安心の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(1)	道路の老朽化対策の本格実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····12
	(2)	過積載撲滅に向けた取組の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	生活道路・通学路の安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••16
	(4)		••••17
	(5)	100 P	·····18
	(6)	無電柱化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••20
	(7)	ユニバーサルデザイン化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····21
	(8)	踏切対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(9)	高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · 23
3	生	産性の向上と新需要の創出による成長力の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		ネットワークを賢く使う ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••25
	(2)	物流対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)		••••36
		科学技術を活用した道路施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ICT・ビッグデータを利活用した地域道路経済戦略の推進 ······	
	(6)	道路のストック効果を高めるための地域・民間との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••39
4		かで活力のある地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	(1)	「道の駅」や高速道路の休憩施設等の活用促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••40
	(2)	モーダルコネクトの強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••42
		シェアリングとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••43
	(4)		••••44
	(5)	民間等との連携による価値・魅力の向上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	45
		観光振興の推進 ······ 高速道路におけるPPPの活用 ····································	46
	(7)	高速道路におけるPPPの店用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(8)	- 果泉ZUZUス リンヒック・ハフリンヒック競技天会を見据えた取組 - ・・・・	$\cdots 49$

(参考資料)

0	公共事業関係費(政府全体)の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
0	防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の要望額・配分額等の推移・・・	··51
0	道路法等の一部を改正する法律案(仮称)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
0	社会資本整備審議会 道路分科会 建議(平成29年8月22日)概要	53
0	社会資本整備審議会 道路分科会	
	国土幹線道路部会 基本方針 (平成29年12月22日) 概要	54
0	大都市圏環状道路等の整備加速 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
0	国土交通省生産性革命プロジェクトの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
0	首都圏の高速道路を賢く使うための料金体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
0	近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系	
0	近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
0	自動運送事業者の生産性向上等のための高速道路料金割引の臨時措置 ・・・・・・	60
0	ワイヤロープの試行設置状況・ピンポイント渋滞対策の事例 ・・・・・・・・・・・	61
0	スマートインターチェンジの整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
0	民間施設直結スマートインターチェンジの整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
0	道路の老朽化対策の本格実施に関する提言(平成26年4月14日)概要 ・・・・・・・	64
0	道路施設の点検状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
0	日本の道路の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
0	事業の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
0	埼玉県・茨城県における圏央道を活かした産業基盤づくり ・・・・・・・・・・・・・・・	68
0	道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保	69
0	「道の駅」の目的と機能、整備方法、登録数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
0	平成29年度 中山間地域における道の駅等を拠点とした	
	自動運転サービス実験箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
0	無電柱化の推進に関する法律の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
0	自転車活用推進法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
0		74
0	全国路線図	76
0	復興道路・復興支援道路の開通見通し ······	78
0	首都圏環状道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
0	大都市圏幹線道路図	80
	• 関東圏高規格幹線道路図 ····································	80
	首都近郊道路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··81
	近畿圏高規格幹線道路図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	阪神近郊道路図 ····································	
	中部圈高規格幹線道路図 ····································	· · 84

[基本方針

東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨等による「被災地の復旧・復興」を加速させるとともに、 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」及び「豊かで活力のある地域づくり」の4分 施策効果の早期実現を図る。 「国民の安全・安心の確保」、 平成30年度予算においては、 野に重点化し、

被災地の復旧・復興(P10~11)

東日本大震災という未曾有の大災害を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの復興・創生期間における新たな枠組みに基づ き、復興道路・復興支援道路等の緊急整備等により被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組むとともに、熊本地震、九州北部 豪雨等の被災地の復旧・復興を図るため、被災した道路の災害復旧の加速や復興を支援する道路の整備を推進する

国民の安全・安心の確保 (P12~24)

国民の命と暮らしを守るため、老朽化が進む道路施設について、着実な点検及び措置等を適切に推進するとともに、道路の防・震災対策や代替性の確保のための道路ネットワークの整備、無電柱化等を推進する。また、生活道路・通学路や自転車の安 全対策とともに、踏切対策や高速道路における安全対策等の利用者の安全に資する事業を推進する

生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化 (P25~39)

人口減少・高齢化社会の下での、労働者の減少を上回る生産性を向上させるとともに新たな需要を創出することにより、我が国の経済成長を実現するため、三大都市圏環状道路の整備や空港・港湾アクセス等の強化を推進するとともに、今ある道路の運 用改善や小規模な改良等のネットワークを賢く使う取組を推進する

豊かで活力のある地域づくり (P40~49)

「道の駅」やスマートIC等 「コンパクト+ネットワーク」の考え方に基づき、 地方の成長を促し、人口減少を克服するため、「コンパクト+ネットワーク」の考え方の活用による拠点の形成及び道路ネットワークによる地域や拠点間の連携確保を推進する

これらの課題に対応した施策を進めるにあたっては、以下の観点に留意し取り組む。

- ・生産性の向上や安全・安心を含めた生活の質の向上等の「ストック効果の重視」
 - ・道路の機能を最大限発揮するため「賢く使う」
- ICTやビッグデータ等を活用した「賢い投資」

また、コストの徹底した縮減や事業のスピードアップのためのマネジメント強化、新技術の活用などイノベーションの社会実装をめるとともに、既存ストックの有効活用やオープン化(道路空間・議論・データ等)の推進に積極的に取り組む。 進めると

決定概要1 予算総括表

(単位:億円)

0.98 1.00 1.07 1.00 1.45 1.45 1.04 1.13 1.03 0.68 00.1 贴墙 1.04 対前年度比 10,719 3,683 1,160 974 516 240 65 9 590 49 16,677 17,267 141 H 0.98 1.07 1.00 1.03 1.45 1.32 1.00 00.1 1.13 1.03 1.02 站墙 1.04 1 対前年度比 10,719 3,683 925 435 1,160 1,634 118 156 24,393 41,588 1,063 -42,651 事業費 割 獙 栅 割 絽 羪 \mathbb{H} 魯 泗 粣 盂 社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業) 盂 쌗 6 更 迴 粣 ψ 6 粃 恕 極 冊 ## 冊 攌 揪 曹 卆 恕 7 猫 华 꽶 臣 맾 澐 型 硘 猫 湴 菜 雑 К 쌆 改 恕 书 補 栅 哩 禁 仲 仁

(角 掲)

交通拠点連携集中支援事業)	2,697	ന	1,564 1.8	.
※この他に、防災・安全交付金(国費11,117億円[対前年度比1.01])、社会資本整備総合交付金(国費8,886億円[対前年度比0	、社会資本整備総合交付金	金(国費8,886億円 [(国費8,886億円 [対前年度比0.99]) があ	7,

地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。上記には、社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業)を含む。 ※社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業)は、交通拠点連携を図り、物流の効率化など生産性向上に資する空港、港湾等へのアクセス

道路や連続立体交差事業について、国庫債務負担行為を活用しながら個別箇所ごとに計画的かつ集中的な支援を実施するもの。 この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業(国費2,090億円[対前年度比0.87])がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業 として社会資本整備総合交付金(国費961億円[対前年度比0.88])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。 ×

政府全体:59,789億円(対前年度比1.00) 国土交通省関係:51,828億円(対前年度比1.00)

注1. 上記の他に、行政部費(国費9億円)がある。

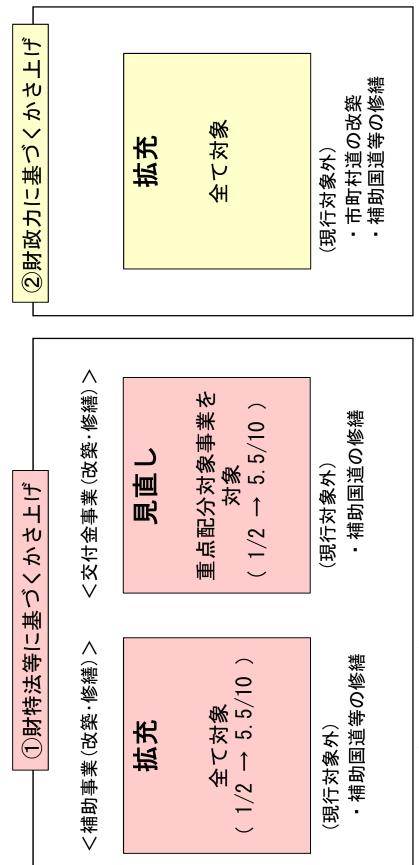
注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金(2,958億円)を含む。 注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しないところがある。

[[]参考] 平成30年度 公共事業関係費(国費)

2 道路整備に関する財政上の特例措置について

国民の安全・安心の確保や生産性の向上等による成長力の強化などのため、道路整備に関して「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する補助率等のかさ上げについては、引き続き、平成30年度以降10年間継続します。 あわせて、老朽化対策などの政策課題や地域の財政状況等を考慮し、以下のような措置を講じます。

- 地方公共団体による老朽化対策への支援の強化
- 交付金事業のかさ上げ措置の対象を重点配分対象事業に重点化
- 財政力の低い地方公共団体への支援の強化



※ 直轄事業(改築)のかさ上げは継続(高規格幹線道路 2/3 → 7/10)

地方への重点的支援について ന

地方公共団体からの要望を踏まえ、複数年にわたり計画的かつ集中的な投資が必要となる地域高規格道路等の整備や、道路 施設の適確な老朽化・地震対策等を支援するため、整備効果を確認しつつ、補助事業・交付金事業により重点的に支援します。

①補助事業による支援

複数年にわたり計画的かつ集中的な投資が必要となる地域高規格道路の整備、大規模修繕・更新、ICへのアクセス道路の 整備等に対して個別箇所毎に支援を引き続き行います。

- ・大規模修繕・更新について、都道府県・政令市の事業要件を緩和 ([現行] 全体事業費100億円以上 → [見直し] 修繕:10億円以上、更新:50億円以上)
- ・ICへのアクセス道路整備について、地域高規格道路のIC、スマートICに加え、高規格幹線道路のICへのアクセス道路の個別補助制度を創設

②社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業)による支援

規模が大きく、他の交通拠点と連携して整備を進める空港・港湾等へのアクセス道路や連続立体交差事業について、国庫 債務負担行為を活用しながら計画的かつ集中的に支援を行います。

③交付金による支援(重点配分の例)

<防災・安全交付金による支援>

- (教 ・道路施設の適確な老朽化・地震対策(橋梁等の修繕・更新、無電柱化等)・通学路等の生活空間における交通安全対策(通学路の交通安全対策、自転車通行空間整備

<社会資本整備総合交付金による支援>

- 口業団地) ・ストック効果を高めるアクセス道路の整備(対象拠点:駅、・地域の拠点として選定された重点「道の駅」の機能強化

(参考) 公共施設等適正管理推進事業債

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される 地方単独事業(長寿命化事業)について、地方財政措置を拡充します。

※簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む ①舗装の表層に係る補修(例:切削、オーバーレイ、路上再生等) (対象事業)

②小規模構造物(例:道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等)の補修・更新

③法面・斜面の小規模対策工(例:落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工等)

地方債充当率:90% 交付税措置率:財政力に応じて30~50% (地方財政措置)

4 大都市圏環状道路等の整備加速について

②橋梁の耐震強 現下の低金利状況を活かし、財政投融資を活用して、①大都市圏環状道路等の整備加速による生産性の向上、 化対策の加速による安全・安心の確保を行うものである。

(参考) 財投活用による整備加速予定箇所

- 大都市圏環状道路等の整備加速
- くきしらおか たいえい 圏央道(久喜白岡JCT~大 栄JCT)4車線化 など
- 橋梁の耐震強化対策の加速
- ・ 地震発生確率26%以上の地域の橋梁

※今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率

5 新規制度について

く地方への重点的支援について>

〇 高規格幹線道路ICアクセス道路の個別補助制度の創設

計画的办 高規格幹線道路ICの整備とあわせて行われる地方公共団体における当該ICへのアクセス道路の整備を、 集中的に支援するための個別補助制度を創設する。

〇 大規模修繕・更新補助制度の対象事業の要件緩和

予防保全型の管理への移行に向けて、地方公共団体が管理する大規模な橋梁等の老朽化対策を計画的かつ集中的に支援するため、大規模修繕・更新補助制度における都道府県・政令市の事業要件を緩和する。

[現行] 全体事業費100億円以上 → [見直し] 修繕:10億円以上、更新:50億円以上

〇 社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業)の創設

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金において、社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業)を設け、交通拠点連携を図り、物流の効率化など生産性向上に資する空港、港湾等へのアクセス道路や連続立体交差事業について、国庫債務負担行為を活用しながら個別箇所ごとに計画的かつ集中的な支援を実施する。

く重要物流道路等について>

〇 重要物流道路の創設

「重要物流道 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を 路」として指定し、以下のような機能強化や重点支援を実施する。

- ・災害時の道路の啓開・復旧の迅速化(地方管理道路の災害復旧等代行制度の創設)
 - ・トラックの大型化に対応した道路構造強化
- 民間施設直結スマートICの整備に係る無利子貸付制度の創設

〇 地方管理道路の災害復旧等代行制度の創設

災害時において、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、重要物流道路及びその代替・補完路 において、道路啓開や災害復旧を国が代行する制度を創設する。

〇 民間施設直結スマートICの整備に係る無利子貸付制度の創設

民間企業の発意と負担により整備する民間施設直結スマートICの整備を促進するため、事業を行う民間事業者に対し、 整備費用の一部を無利子貸付する制度を創設する。

※このほか、民間事業者が民間施設直結スマートICの用に供する土地を取得した場合における登録免除税の非課税措置を創設。

<国民の安全・安心の確保について>

○ 新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の策定

冬期道路交通の確保を図るため、平成30年度を初年度とする新たな「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」 を策定する。

〇 電線管理者による単独地中化への支援

占用制限や官民連携の具体的な手法について検討しつつ、社会資本整備総合交付金等を活用して、道路事業と一体と なった電線管理者が行う無電柱化を支援する。

〇 道路区域外が原因となる事故・災害防止に対する制度の拡充

道路区域外に起因する事故・災害を防止するため、沿道区域の土地等の管理者による適切な損害予防措置の履行を図ための損失補償などが行えるよう、制度を拡充する。

〇 交通安全事業の新直轄路線への制度の拡充

国が管理する高速自動車国道 (新直轄) について、暫定2車線区間における事故防止策としてのワイヤロープ設置などのための予算措置が講じられるよう、交通安全事業の制度を拡充する。

の熱要 社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業)

規模が大きく、他の交通拠点と連携して整備を進める空港・港湾等へのアクセス道路や 連続立体交差事業について、国庫債務負担行為を活用しながら計画的かつ集中的に支援を実施)規模が大きく、





(道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例)

道路施設の適確な老朽化・地震対策

- 個別施設ごとの長寿命化計画の策定 ○計画に基づく修繕・更新・撤去 ・告示に基づく定期点検、 华 · (字)
- ・「長寿命化計画の策定」に対して特に重点的に配分
- ・「撤去」に対して特に重点的に配分 「更新」 「修繕」

0

⇒「定期点検」・「長寿命化計画の策定」に対して ⇒点検を計画的に実施している地方公共団体が行う



쏕 鮅











·步道拡幅 -無電柱化





阪神淡路大震災の事例

通信)ケーブル

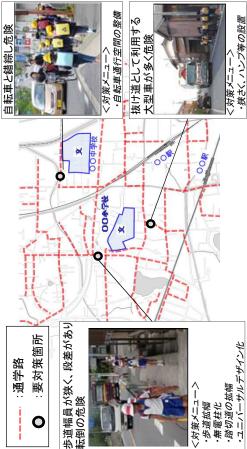
低コスト手法 (小型ボックス)・4 の活用事例



通学路等の生活空間における交通安全対策

○歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策

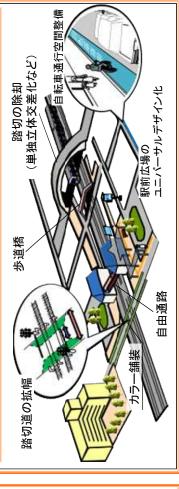
⇒点検等を継続的に実施している団体が行う対策に対して特に重点的に配分 ⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分



〇踏切道の拡幅等の踏切における事故対策 ・踏切道の拡幅

○鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化 ⇒踏切道改良計画に基づく事業に対して特に重点的に配分

〇自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備



○緊急輸送道路上又は低コスト手法を

活用した無電柱化

⇒電柱撤去を着実に推進する取組を実施 している事業に対して特に重点的に配分

|道路事業における社会資本整備総合交付金の重点配分の例|



侧侧 東日本大震災からの復興 (T

- 復興支援道路は引き続き、被災地の復興まちづくりを支援するため、民間の技術力を 活かした事業促進PPP^{参1}を活用し、早期整備を目指します。 興道路 図
- p 復興の加速化を支援し 常磐自動車道(常磐道)の一部4車線化や追加16の整備により、

4車線開通済

開通済

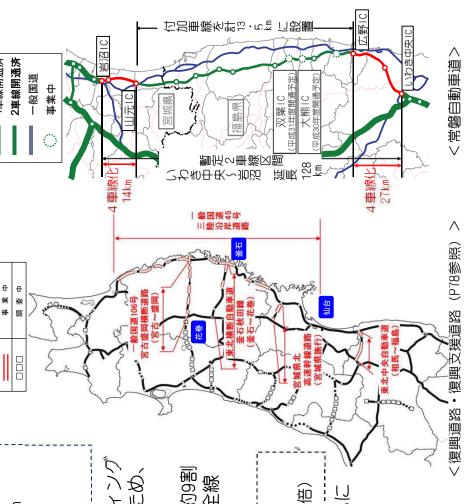
中業中

データ>--〈背景/

- 国土交通省が中心となって整備を進めている路線全長550km のうち、503km·約9割で開通または開通見通しが確定
 - 震災後に新規事業着手した区間が平成29年度に初めて開通 : 5km 陸沿岸道路:24km、東北中央道(相馬~福島) III
- ロジェクトとして、復興まちづくりを支援するため、 被災地復興のリ 復興道路・復興支援道路は、 期整備を推進 T T T
- 平成30年度までに約9割 平成30年度の全線 三陸沿岸道路の仙台〜釜石は、平成開通、東北横断道の釜石〜花巻は、開通を目指す

のこれまでの効果事例> <東北横断道(釜石~花巻)

- (過去5年でコンテナ取扱量は約1.6倍、利用企業数は約2.5倍) 利用企業数が年々増加 釜石港のコンテナ取扱量、
- 常磐道のいわき中央~広野、山元~岩沼の4車線化に ついて、復興・創生期間内(平成32年度まで)での 完成を目指す
- 度までの完成を目指す 双葉にについて、 31年 常磐道の大熊IC、 平成30年度



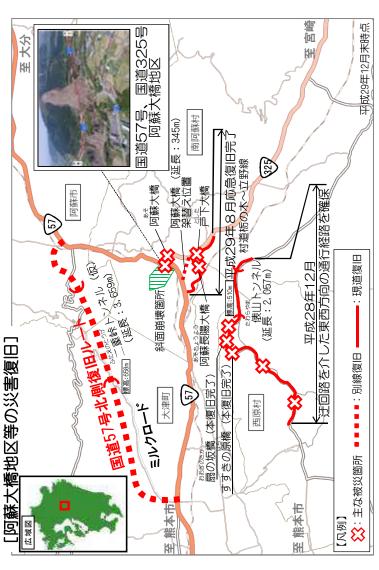
参1:PPP:Public Private Partnership (官民連携、公民協働の意)

海河 熊本地震からの復旧 (2)

p し 出 被災した道路の災害復旧の推進やリダンダンシ |多重性)の強化及び観光地域へのアクセス強化となる復興を支援する道路の整備を推進| 被災地の1日も早い復旧・復興を図るため、

データング 〈淵陽/

- 阿 圜 16日(本職) 平成28年4月14日(前震) ましきまち 熊本県益城町
- **双**心 后 通 県道、 国道、 で約200箇所の通行止めが発生 本震直後は、高速道路、
- 泗田 阿蘇大橋地区では大規模斜面崩壊により 325号が 寸断 57号、
- 国が復旧事業を代行 村道は、 県道、 国道325号、
- 旧ルートは、平成32年度の トンネル工事等を推進 国道57号北側復旧ルートは、 開通を目指し、トンネルエ事
- 平成32年度の開通を し、架替工事を推進 国道325号阿蘇大橋は、 四猫
- 11年終年 まま きょうよう ○阿蘇長陽大橋を含む村道栃の木〜立野線は、 道路斜面対策等の本復旧工事を推進 平成29年8月に応急復旧が完了し、
- <まもとたかもり)県道熊本高森線の橋梁3橋の復旧工事を推進
- ーク(九州横断道延岡線、 中九州横断道路等)の整備を推進 ○幹線道路ネット□・









保造熊本高森線 (直轄権限代行)

四蘇大德 回述325m 同類 (回數補股大位)

道路の老朽化対策の本格実施

- 戦略的・効率的な 本格的な予防保全による道路の老朽化対策を推進し、 修繕等によるメンテナンスのセカンドステージを着実に実施します。 定期点検結果參2を踏まえ、
- 技術面で課題のある地方公共団体に対して支援を実施します 体制、 分算、

【メンテナンスサイクルの着実な実施】

定期点検結果を踏まえ、橋梁・トンネルに加え、舗装についても、予防保全によるメンテナンスの計 しイフサイクルコストを縞減 ○定期点検結果を踏まえ、 画的な実施により、

平成26年度からの累計点検実施率は24%(平成29年3月末時点) 地方公共団体管理橋梁で通行規制等が増加(平成28年2, 559橋)

全橋梁約73万橋のうち約48万橋が市町村管理

・道路インフラの現状(P65参照)

---くターデ/

·< 背景/

点検実施率

管理者

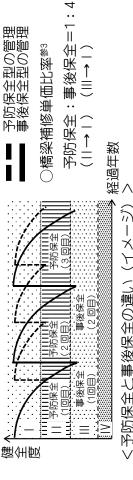
国、高速道路会社 約6.2万橋(8%)

約73万橋

<平成28年度点検実施状況>

21% (56%) 24% (56%)

21% (55%)



く予防保全と事後保全の違い (イメージ)

()は平成26年度からの累計(

(橋数) 3,000

※平成29年3月末時点

管理者別橋梁数>

市町村(特別区舎) 約41.8万橋(66%)

26% (54%)

27% (53%)

都道府県·政令市等

市町村 信

高速道路会社

都道府県·政令市等 約18.6万橋(26%)

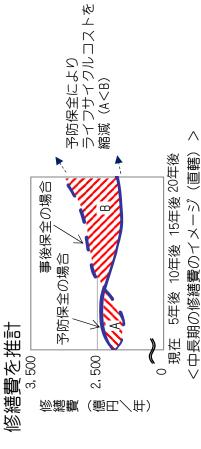
H

2, 559

2,357

【適正な予算等の確保】

道路全体の中長期の ○安定的な予算の確保に向け、



町の約3割、村の約6割で橋梁管理に携わる技術者が存在しない 通行規制等の推移 老朽化対策の課題(P65参照)

※東日本大震災の被災地域は一部合まず ※各年4月1日時点 (2m以上の橋梁)

□ II:予防保全段階 ■ IV:緊急措置段階

□ | :健全 ■ ||:事後保全段階

凡例

<橋梁点検結果(平成26~28年度)

地方公共団体管理橋梁の、

平成27年 平成28年

0平成20年

977

1,000

(42,042橋)

(199, 338橋)

(156,467橋)

2,000

0.1%(396橋)

参2:平成26年度より5年に一度の頻度で点検を実施中参3:健全度 II、IIIの橋梁補修に要する費用(平均値)

(7) 道路の老朽化対策の本格実施 \bigcirc

(地方への国による財政的支援の実施)

- ○防災・安全交付金や大規模修繕・更新補助により、 橋梁など道路施設の老朽化対策を支援
- 道路施設 ○さらに、点検結果や利用状況を踏まえ、 の集約化・撤去についても支援

【地方への国による技術的支援の充実】

- ○道路メンテナンス会議等を活用し、点検結果を踏 戦略的・効率的な修繕の実施に向けた情 支援を実施 報共有• まえた、
- ○緊急かつ高度な技術力を要する施設を直轄診断Ⅰ じて修繕代行事業等により支援^{参4} こで (1) **約**



<修繕代行>

点極の)地方公共団体職員向けの研修等を通じて、 質の向上策を実施参 へ直轄診断し

参4:直轄診断(平成26~29年度):10箇所、修繕代行(平成21~29年度):7箇所 参5:平成26~28年度で115回開催し、約2,700名の地方公共団体職員が受講

参6:新技術情報提供システム(New Technology Information System)参7:戦略的イノベーション創造プログラム(Cross-ministerial Strategic

異常が疑われる箇所に対して打音検査を実施 nnovation Promotion Program)

(新技術の導入による長寿命化・コスト縮減)

く技術の公募・フィールド実験・評価を行い、 現場導 ○点検等の高度化・効率化に資する民間技術について NETIS拳6やSIP拳7等を活用しながら、要求性能に基了

(好四型) NETIS上一个認定型

意見募集

民間技術の評価事例

路面性状を簡易に、

の公表

認·評価 況の確

背 結 網

要状性能、 O)達成状

現場試行

技術公募

计器定

の提示 斯 斯 宗 宗

把握可能な技術

民間技術の現場導入試行事例

(赤外線調査)によるスクリーニング参8 非破壊検査

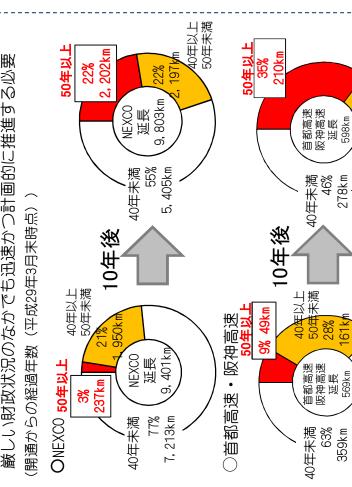


<コンクリートのつきを調べる非破壊検査技術>

\bigcirc 道路の老朽化対策の本格実施 $\widehat{\mathbb{T}}$

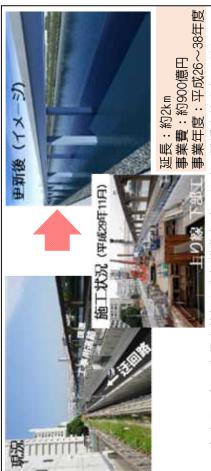
イデータン **<ご覧**

建設開始後半世紀を経て老朽化が進む高速道路の更新を、 厳しい財政状況のなかでも迅速かつ計画的に推進する必要



【高速道路の更新】

コスト縮減に関する取組や新技術の活用等も つ計画的に事業を推進 無め、



- 海水面から一定程度離れた高架構造とするため、桟橋全体を架け替え 交通の流れを確保しながら工事を進めるため、迂回路を設置
 - (平成29年9月切替)
 - 上り線施工予定 平成30年度は、

まちづくりと連携した首都高速の地下化への取組】 <更新の事例:首都高速 東品川桟橋・鮫洲埋立部

東宗 事業の本年 首都高速の老朽化対策と魅力的な都市景観の再生の て検討を推進 É 夏頃の具体的な計画のとりまとめに向けて 日本橋周辺のまちづくりと連携し、 首都高速などで協力 中央区 ため、

40年以上 50年米浦

床版コンクリートの損傷状況

鉄筋腐食

トの剥離、



<日本橋現状

南森町付近>

12号守口線

<阪神高速

東品川桟橋>

<首都高速

(2) 過積載撲滅に向けた取組の強化

責任を課す仕組み る過積載を防止するため、ICTの活用や荷主にも 実効性を高める取組を強化します。 道路の老朽化に著しい影響を与え の導入等、

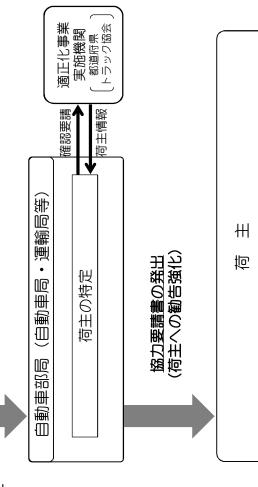
<背景/データ>

- 0.3%の過積載車両が道路橋に与える影響は全交通の約9割
- ・特殊車両の約3割が過積載車両(平成28年度) ※1 MIM (Meigh-In-Motion:自動重量計測装置)による計測結果
- ・トラック事業者の約15%が荷主から過積載等を強要されたとの回答 ※2 全日本トラック協会へのアンケート結果 (国土交通省)
- MIMは直轄国道41箇所、高速道路141箇所に配備 (平成29年9月末時点)
- ○ICTを活用した効率的な取締りを推進するため、MIMの増設や取締基準の強化を検討

違反情報・荷主情報の提供

- ○トラック事業者が自ら重量を確認するOBM(On-Board-Weighing:車載型荷重計測システム)の装着を促す仕組みを導入
- ○荷主にも責任を課す仕組み(①取締り時の荷主情報の聴取及び荷主への勧告強化、②特車許可申請への荷主情報の記載)について試行し、平成30年度の導入を目指す
- ○過積載の撲滅を目指し、当面平成32年度を目途に過積載車両を半減
- ○悪質な違反者への高速道路における大□・多頻度割 引停止措置等の取組を実施

[過**積載車両の荷主対策の流れ]** 道路管理者 取締り時の荷主情報の聴取 特車許可申請への荷主情報の記載



通学路の安全対策 • 生活道路 (3)

ータを活用した生活道路対策等の実施により、速度抑制や通過交通の進入抑制を図り 自転車中心の空間づくりを推進します 步行者 Ţ ジ ン

データン **人**端網

- 昭和23年以降の統計で 平成29年の交通事故死者数は3,694人で、 最少 (警察庁)
- 人口10万人あたりの自動車乗車中の死者数はG7の中で最少であるが、歩行中・自転車乗車中では最多警
- 歩行中・自転車乗車中の死者の約半数は自宅から200m以内の身近 (平成28年) な道路で発生
- 生活道路対策エリアJ登録状況:470エリア(平成29年12月末時点)
- 「通学路交通安全プログラム」策定状況:1,529市町村 (平成28年3月末時点)
- 定生にいまった。 ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所を特が速度抑制や通過交通進入抑制の対策を実施する「這路対策エリア」を拡大し対策を推進するととも「対策及び効果検証の好事例を共有
- ラム^{参10}」に基づくPDCAサイク 「通学路交通安全プログ」 Lの継続的な取組を支援
- ○自動車ドライバーによる歩行者等への配慮が自然になされる環境づくりに向け、混在、共存等により道路空間を活用する事例の収集・整理・分析等を実施
- 歩行中・自転車乗車中] 1位 イギリス 0.9人、最下位 日本 2.0人 : 人口10万人あたり死者数(平成26年) [自動車乗車中] 1位 日本 1.2人、最下位 アメリカ 7.0人 თ 쎄

警察等が連携して策定

:学校、教育委員会、道路管理者、

参10:

[ビッグデータを活用した生活道路対策の取組]



:交通事故発生地点

O

:ヒヤリ御所

:30km/h超過割合50%以上 : 急プレーキ発生地点 [バッグデータの分析情報] 地方公共団体に対して、

技術的

/ ビッグデータの分析結果と 通学路とヤリマップの重合せ(/ よる危険箇所の見える化

支援を実施 ・ビッグデータの分析結果の提供 ・交通診断を行う有職者の斡旋・可搬型//ンプの貸出し 等



.速度抑制の対策例]



|道路上に設けた凸部で、車両の速度を抑制] ヘンンプ~



[自動昇降する車止めで、通過交通の進入を抑制] <ルイジングボルード>

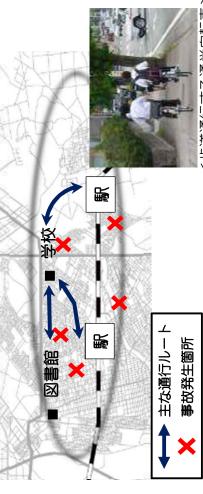
自転車の利用環境の整備 4

画を 自転車活用推進計 p 安全で快適な自転車利用環境の創出を推進しま. 本年夏までに国の に基づず、 (平成29年5月1日施行) 関係機関と連携| 自転車活用推進法 記め、

14/ ١̈́١ 人這層

- 歩行者と分離された自転車通行空間の整備延長は 約1, 700km (平成28年度末時点)
- 自転車ネットワーク計画策定済み市区町村数は105参11
- 自転車乗車中における人口10万人当たりの交通事故死傷者数は、全年齢平均に対して、中学生が約3倍、高校生が約4 倍と非常に高い(平成28年) (平成28年度末時点
- 国土交通省に大臣を本部長と が発足(平成29年5月1日) 車活用推進法に基づき、 自転車活用推進本部 白藍 M
- . 自転車ネット 画^{参13}の策定を促進 本年夏までに国の自転 車活用推進計画を定めるとともに、 計画参いを含む地方版推進計 自転車活用推進法に基づき、
- 1-7計画に基づく自転車通行空間整災・安全交付金により重点的に支援 自転車ネットワ 2000 įΊ 靊
- **山** 門 的に 軍 事故の多い中高生の自転車通学経路等 車利用や関連事故の多い市街地を中心に、 対策を実施 Ú 卖
- 協力 違法駐車取締りや自転車の交通ルール遵守の啓発を • 警察等の関係機関と連携 転車活用推進を実施 効果的に行うなど、 を行い、

自転車通行空間を整備すべきエリアやルートのイメージ.



く歩道通行する通学自転車>

[歩行者と分離された自転車通行空間の整備の例







<矢辺根・パクトグラム> <自転車専用通行帯

自転車道

このつち市街地を有する市区町村数は849 全国の市区町村数は1,741、 数11:3 数12

市町村が道路管理者や警察等による協議会で自転車ネットワークを構成する路線を選定し、その路線の整備形態等を示す計画

する路線を選定し、その路線の整備形態等を示す計画 地方版自転車活用推進計画:自転車活用推進法により、都道府県や市町 村が定めるよう努めなければならないとされている自転車活用推進計画 **参**13:

道路の防災・震災対策 (2)

- p ₩ 緊急輸送道路等の耐震補強を推進| 大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、
- 計画の実効性を高める取組を実施するととも 南海トラフ地震等の発生が予想される地域への展開を図ります。 首都直下地震の道路啓開計画の深化のため、

データン **<ご嘱**

- 熊本県内の緊急輸送道路約2,000kmのうち50箇 所で通行止めが発生 熊本地震では、
- 緊急輸送道路上の橋梁における耐震化の割合は、約17%参14
- 首都直下地震等の5地域で策定済み • 道路啓開計画は、
- 緊急輸送道路上の橋梁及び同道路をまたぐ跨道橋、 □ッキング橋脚橋梁^{参15}の耐震補強を推進
- グリンクの整備等による多重化・代替性の確保や道 ミシシン 閉塞の回避に向けた無電柱化等の取組を推進 - 7を構築するため、 に強いネットワ ※無(
- 可能とするため、東京オリンピック・パラリンピックも見据え、計画の実効性を高める取組を実施 都直下地震発災後、迅速に優先啓開ルートを通行 湔
- 迅速な状況把握のため、バイク隊やカメラの活用に 加え、NAN(無人航空機)による調査隊を新設
- の作成マニュアルを策定するとともに、情報提供・ 官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」 共有の仕組みを構築
- 代行制度を創設 - ク等に対して、災害時に道路 啓開・復旧の迅速化を図るため、 ○基幹となるネットワ

橋梁の耐震補強の推進

高速道路*·直轄国道 の橋刹

平成33年度までに大規模地震の 発生確率の高い地域^{参16}で完了 平成38年度までに全国での完了 を目指す

ロッキング 橋卸橋梁 高速道路・直轄国道を

またぐ跨道橋

平成33年度まで 優先的に支援

平成31年度までに 完了を目指す









î; |

マップイメ

通れる.

役場

役場

パトロール、通行実績情報等を 活用し、通行可能な道路を記載 役場





- 参14:兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の割合(平成59年3月末時点)
- 参15:熊本地震で落橋した跨道橋と同種の橋梁
- 今後30年間に震度6弱以上の揺れ 参16:全国地震動予測地図2016年版(地震調査研究推進本部) で示されている 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、 に見舞われる確率が26%以上の地域
- ※財政投融資を活用して橋梁の耐震強化対策を加速させる(P55参照)

(5) 道路の防災・震災対策(2)

- 大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、のり面等の防災対策を推進するとともに、 予防保全に向けた取組を推進します。
- 也几 平成30年度を初年度とする新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を策定するとと: 除雪体制を強化します 大雪時の車両の立ち往生を防止又は軽減するため、

。豪雨対策の推進

<背景/データ>----

- ・道路のり面等の要対策箇所の対策率は約68%(平成28年度末時点)
- ・1時間降水量50mm以上の平均年間発生回数は近年約1.3倍参17
- •九州北部豪雨などにより、近年約3割^{参18}のアメダス地点で観測 史上最大雨量を更新(419地点)
- ○のり面等の防災対策を推進するとともに、危険箇所等 の調査手法の高度化を実施
- ○道路区域外に起因する事故・災害を防止するため、土地等の管理者による適切な損害予防措置を図る損失補償などが行えるよう、制度を拡充
- ○土中の残留水分量を考慮した新たな指標など科学的根拠に基づく通行規制基準の導入に向けた取組を実施



<のり面防災対策>



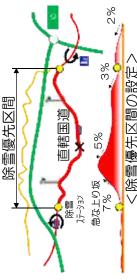
く損害予防措置の例>

雪寒対策の推進】

<背景/データ> -----

- ・除雪作業の熟練オペレーターの減少 (除雪作業オペレーターの高齢化率:19%(平成57年)
- ・集中的な大雪による長時間の通行止めが発生
- ○積雪寒冷地域の実情を踏まえ、冬期の道路における 交通確保のあり方を検証するとともに、新たな積雪 寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を策定
- ○除雪優先区間における早めの通行止めによる集中除雪を実施するほか、広域連携や関係機関の相互協力 の推進、省力化に向けた除雪車の高度化を図る





/ 早めの通行止め / による集中除雪 /

- 参11:1時間降水量50mm以上のアメダス1000地点あたりの年間発生回数の1976年~1985年の平均と5007年~5016年の平均を比較 (気象庁)
 - 参18:1時間降水量の観測史上1位の値を記録した日付が平成24年以降の雨量観測所数(5017年12月末時点で統計期間10年以上の1527地点を対象)(気象庁)

(6) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興の観点から、 安全で快適な通行空間の確保、 無電柱化を推進します 道路の防災性の向上、

く背景/データ>----

- 海外の主要都市に比べ、我が国の無電柱化は遅れている状況 ロンドン・パリ・香港:100%(平成16年)、台北:95%(平成25年)、 ソウル:49%(平成28年)、ジャカルタ:35%(平成26年) 東京23区:8%(平成28年)、大阪市:6%(平成28年)
- ○「無電柱化の推進に関する法律」に基づく無電柱化推 進計画を本年春までに策定
-)緊急輸送道路等^{参19}のほか、幅員が著しく狭い歩道も占用制限の対象に加えた上で、新設電柱に係る占用制限のエリア拡大、既設電柱に係る占用制限の検討を推進のエリア拡大、既設電柱に係る占用制限の検討を推進
- ○道路事業等の実施にあわせ、道路上における電柱の設 置の抑制や、既設電柱の撤去を実施
-)低コスト手法普及に向けたモデル施工や技術マニュアルの整備を図るとともに、民地の活用など沿道の協力も得ながら無電柱化を推進
- 緊急輸送道路における無電柱化や低コスト手法による電線共同溝等の整備を対象に交付金による重点的な支援を行うとともに、電線管理者による単独地中化に対しても支援
- 参19:直轄国道の緊急輸送道路(約2万km)は、平成28年4月から道路法第37条に 基づく措置を実施(12都府県3市においても実施(平成29年12月末時点))

[無電柱化の目的]

道路の防災性の向上

良好な景観形成

安全で快適な



| 美観を損ねる\ | 電柱・電線 /

> 電柱の倒壊による〉 道路閉塞

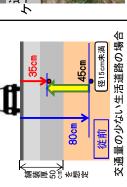
> 〈歩行の支障〉 〈となる電柱〉

直接埋設

小型ボックス活用埋設

管路の浅層埋設

(低コスト手法の取組)



技術的検証を踏まえた 基準緩和により、従来 よりも浅い位置に管路 等を埋設

通信 ケーブル (電力) ケーブル 電力・通信ケーブルの離隔距離に関する技術的検証を踏まえ、小さな収容空間に理談



直接埋設用ケーブル 調査や舗装の検討を 踏まえ、ケーブルそ のものを道路の地下 に埋設

ユニバーサルデザイン化の推進

全ての人が安全に安心してスムーズに移動できる社会を実現するため、全国の主要な鉄道駅や観光地 周辺の道路のユニバーサルデザイン化を推進します

く記号/データン

- ・1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅(3,559箇 所)の周辺地区のうち、基本構想参20の策定割合は約3割
- (平成28年度末時点) M のうち駅から徒歩圏内の歩行空間において対策が完了した割合 山手線内の駅の周辺地区でも、基本構想の策定は半数程度。 は約6割(平成28年5月
- ニバーサルデザイン化の状況を公 全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路につい て、市区町村のユニバーサルデザイン化の、 表するとともに、特定道路^{参21}の指定を拡大 市区町村のコ
-)駅前広場等における歩行空間の整備を重点的に支援
- 施設と周辺の駅を結ぶ道路(アクセシブルルート^{参22}を 含む)について、都・区等と連携して重点整備区間を ○東京オリンピック・パラリンピック競技会場や観光
- 幹線 道路周辺の生活道路についても、地域の安全対策と)利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、 一体となった整備を推進
- 参20:バリアフリー法に基づき、市町村が作成する移動円滑化に係る事業 の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想
 - :生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、 障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路(国土交通大臣が指定) 参21
 - :アクセシビリティに配慮した競技会場までの動線** 参22

今後、大会組織委員会で決定される予定

[連路のコニバーサルデザイン化の例]









無電柱化2 <歩道拡幅、



[東京オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の整備イメージ]





(千駄ヶ谷駅周辺)



、駅等における点字ブロックの、 ・連続的な整備(豊洲駅前)

競技会場周辺の鉄道駅

(未整備) 8888877セシブルルート 8888888

凡例

踏切対策の推進 (8)

/ 駅周辺対策等、 • か踏む 踏切対策を推進します (カラー舗装等) 当面の対策 る対策を総動 踏切拡幅等に加え、 きで Ω に同画な 立体交差化、

197 ĮΡ **<端票**

踏切事故は約1日に1件、約4日に1人死亡

対策の実施

路边道收成計

[地方踏切道改良協議会による進捗の見える化]

の作成

協議会開催

協議会開催

计插列

- 約5割が65歳以上 ・死亡者数97人のつち、
- 平成28年度 平成29年度 上を目標に、 平成28年度の踏切法改正後、5年間で1,000箇所以 全国824箇所の踏切道を法指定 (平成28年度・
- 改良の方法が定まっていなくと 国土交通大臣による法指定を実施 に魅りず、)改正踏切法
- にあい 地方踏切道改良協議会を活 地域の実情(進捗を見える化 用し、道路管理者と鉄道事業者が、 た踏切道改良計画を順次作成、進捗)指定した踏切道について、
- 事業完了までに長い期間を要する立体交差化等について、段階的な取組を行い、早期の効果発現を図る
- 工準備段階に対する補 計画的かつ集 連続立体交差事業について、着工準 助や新たに創設する交付金を活用し[・] 連続立体交差事業(中的に支援

[踏切対策の事例]



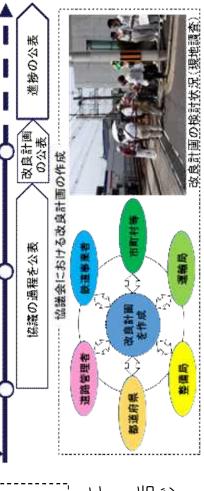




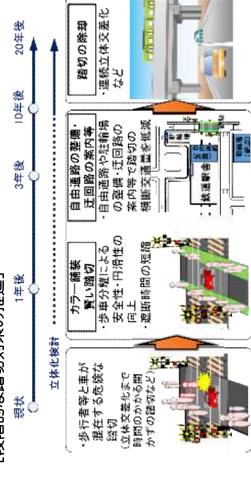
<踏切拡幅>



自由通路等の整備>



[段階的な踏切対策の推進]



信頼性や使いやすさを向上する取組 高速道路の安全性、 6)

- 新技術等を活用した 信頼性や使いやすさを向上する取組を計画的に推進します。 利用者視点のもと、 高速道路ネットワークの効果的・効率的な利用に向けて、 高速道路の安全性、
- 速度低下や事故防止等の観点から対策を推進します 定2車線区間については、 に暫に 华
- 高速道路の安全・安心に係る具体的な施策について、 ·画(仮称)として中期的な整備方針を 計画的かつ着実に推進 安全・安心計画(とりまとめ、計画

高速道路の安全・安心に係る具体的な施策>

・速度低下等の区間で4車線化・付加車線設置 (生産性向上の観点も踏まえ圏央道などを早急に4車線化)

逆走事故対策(2020年事故ゼロを目標)

利用者の安全確保

歩行者、自転車などの誤進入対策

落下物の早期発見のための 道路緊急ダイヤル(#9910)の普及活用

檙

橋梁の耐震対策やSA·PAの防災機能強化

安定輸送確保のための路線指定と機能強化等

道路区域外からの災害対策の強化

高いネットワーク 強靱で信頼性の

の構築

舭 準天頂衛星を活用した除雪車両の運転支援

SA·PAの施設充実(ユニバーサルデザイン化等)

・SA·PAへのトレーラー分離・連結スペース整備 高速道路のナンバリング概成(2020年まで) 利用環境の実現 快適な

※社会資本整備審議会 道路分科会 第30回国土幹線道路部会「高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組」基本方針(平成29年12月22日)より

【高速道路の暫定2車線区間の対策

/データ>---<背景/ 国際的にも ・我が国の高速道路の約4割が3車線以下であり、 列を見ない状況である(P66参照)

日本※1:38%(平成27年 (3車線以下の割合)

アメリカ:2%(平成24年)、韓国※2: 0%(平成27年) フランス:2%(平成26年)、ドイツ:0.4%(平成22年)

暫定2車線の区間:0.30) ※2 [参考] 韓国:44%(平成7年) 高速道路の暫定2車線区間は、死亡事故率が約2倍 (死亡事故率※3 4車線以上の区間:0.16、 ※1 高規格幹線道路 (有料及び無料) ※3 高速自動車国道(有料)(平成25年)

画的仁推進 ワイヤロープの設置を計 速度低下や事故防止等の観点から 付加車線※4 (P61参照)

○ワイヤロープの設置適用性を検証するとともに、 無料の高速道路でのワイヤロープの設置等に係る 予算措置を講じる M 置を講じ 算描稿



栅

<ワイヤロープの設置事例>



財政投融資を活用して整備を加速させる(P55参照) <付加車線の設置事例>

%

(પ 信頼性や使いやすさを向上する取組 高速道路の安全性、 6

- 2日に1回以上の割合で発生し、重大事故に繋がる可能性の高い高速道路の逆走対策を推進します。 増加傾向にある高速道路への歩行者等の誤進入対策に取り組みます。
- 逆走対策

/ザータ>… **〈瑞囑/**

- ・平成28年の逆走発生件数は249件で、約6割が1CやJCTで発生
- 逆走は、事故全体に比べ死傷に至る割合が約5倍、 死亡事故となる割合が約40倍
- (平成23年~平成29年6月) ・逆走した運転者の45%が75歳以上
- 白動車 運転者側、 側それぞれから逆走防止対策を講じる 道路側 ロードマップ参23に基づき、
- 公募・選定した逆走対策技術の平成30年度からの実用化を目 指すほか、 路車連携による逆走検知・制御技術の検討を推進
- に高速道路での逆走事故を ○こたらにより、2020年まで! ゼロにすることを目指す

[検証中の逆走対策技術(27技術)]

<例:ETC2.0車載器による逆走警告>

検証状況

- ・ETC2.0車載器と、既設のITSスポットを活用
 - ・逆走車にのみ音声案内や画面表示により 運転手へ直接警告





運転手へ警告

順方向

参23:高速道路での今後の逆走対策に関するロードマップ(平成28年3月公表)

【歩行者等の誤進入対策】

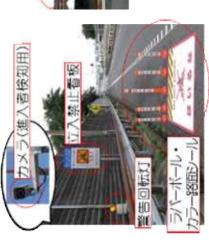
く背景/データ>-

平成28年度:約3,700件) ・高速道路への歩行者等の誤進入件数は増加傾向 (平成23年度:約2,600件

1

- ・年代別で見ると、20代と70代で誤進入が多く発生
- 首都高速での進入事案のうち、2割弱はナビアプリ利用によるもの (平成28年9月~平成29年3月)
-)注意喚起看板やラバーポール等による対策効果を検証 有効な改善策の推進を図る
- ○ナビアプリ会社等と誤進入事案や自動車専用道路指定等 誤進入対策を講じる について情報共有を図り、

[実施中の対策事例]



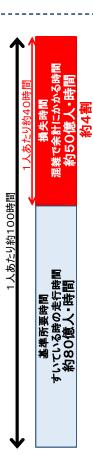


パンポイント・付加車線 M クを覧く イットバ

今ある道路の運用改善や小規模な改良等により る「賢く使う」取組を推進します 道路ネットワーク全体の機能を最大限に発揮す 生産性向上による経済成長の実現の観点から、

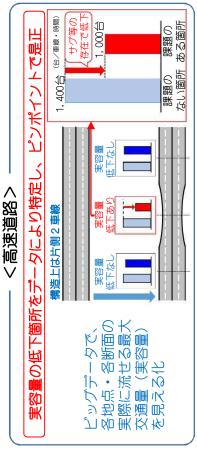
<背景/データ>…

- ・総渋滞損失は年間約50億人時間、約280万人の労働力に匹敵
- ・一人あたりの年間渋滞損失時間は約40時間で、乗車時間 (約100時間)の約4割に相当



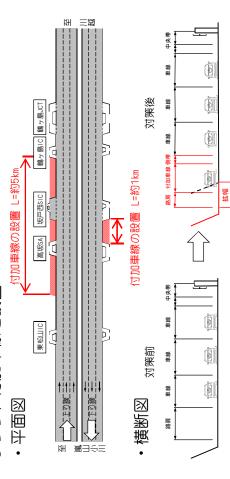
- 欧米の主要都市における渋滞損失は移動時間の約2割
 - ・特定の時間帯、時期、方向に交通需要が偏在
- ○より低コストでより早期に高速道路の渋滞対策・機能強化等を図るため、ETC2.0等のビッグデータにより実容量の低下箇所を特定し、ピンポイント対策を実施(P61参照)
 - ・東名阪道 四日市付近等6箇所で対策済 ・関越道 高坂SA付近等13箇所で事業推進中
- ○局所的な渋滞要因の特定をICTやVI等の活用で更に高度化しながら、効率的なピンポイント対策や交通需要をアクティブに制御する手法の検討を推進
- ○容量が絶対的に不足している都市圏における既存の高速道路ネットワークを補完する主要幹線道路を強化

[ビッグデータ分析に基づく「賢い投資」]



関越道 高坂SA付近の例

上下線の高坂SA付近において、既存の道路幅員を最大限活用しつつ、付加車線を設置



る料金施策の導入 最適化す 女 通流を () 客覧 イットして

- 外側の環状道路へ 1.近畿圏の新たな高速道路料金により、外()。引き続き、その効果を検証していきます 高速道路を賢く使うために導入された首都圏・の交通の転換などの効果が発揮されています。
- b o でまる. 一元的管理について更なる推進を図 台理的・効率的な管理を行う観点から においては、 近畿圏

②管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系 ③交通流動の最適化のための戦略的な料金体系 ①利用度合いに応じた公平な料金体系 (料金の賢(13原則) データン **<温馨**

|首都圏の新たな高速道路料金導入の効果検証】 平成28年4月に首都圏、 料金の導入

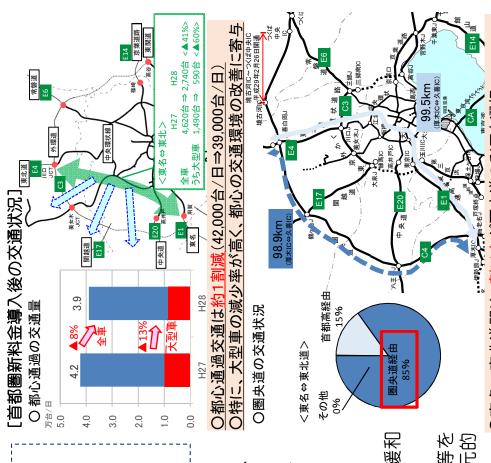
平成29年6月に近畿圏に新たな高速道路

(P57参照

ネットワーク整備と相まって、 と記録を 圏央道の 都心通過から外側の環状道路に交通が転換し、 利用が促進。今後、干葉外環の供用を踏まえ、 ○新たな料金の導入により、 効果を検証

(P58、P59参照) 【近畿圏の新たな高速道路料金導入の効果検証と高速道路 ネットワークの一元的管理の更なる推進】

- ○過度な交通集中が生じていた東大阪線において、渋滞が緩和 引き続き、効果を検証 定の効果を確認。 るなど、 p
- コ西日本に移管し、阪和道や南阪奈道路等との一元的 堺泉北有料道路及び第二阪奈有料道路等を)南阪奈有料道路、 ネクスコ西日本に 管理に移行



〇東名~東北道間は8割以上が圏央道の利用を選択

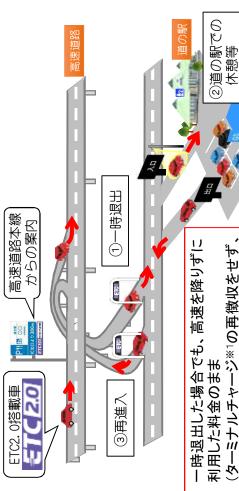
交通流を最適化する料金施策の導入 (1) ネットワークを賢く使う

引等の普及促進策を実施します。 SA・PA駐車場予約システム等、 料金割 高速道路外の休憩施設等への一時退出や、 利用者にとって魅力的な機能・サービスを充実させるとともに、 ETC2.0の更なる活用として、

休憩施設等への一時退出を可能とする

/データ>-**〈端陽/**

- 全国の高速道路で休憩施設の間隔が概ね25km以上ある区間が 約100区間存在
- ETCS. 0搭載車を対象として、高速道路外の体憩施設等への一時退出を可能とする実験を、先行して実施している3箇所に加えて、新たに全国17箇所で平成29年度中に実施
- 良好 な運転環境を実現するとともに地域の活性化を図る)体憩施設・ガソリンスタンド等の不足を解消し、



利用1回当たりの料金 - ~ × ×

長距離逓減※2等も継続)

一定距離以上を連続して利用した場合の料金割引措置

<一下/一の田原出>>

【休憩施設における大型車駐車マス不足への対応)

ダーゲン 二个背票

- 首都圏近郊の深夜帯を中心に 大型車の駐車マス不足が大きな問題 ・新東名・東名の休憩施設では、
 - 海老名SAでは、6時間以上の長時間駐車が全滞在量*の55%を占め、 特に夜間の駐車場不足を誘う

※全滞在量=駐車台数×駐車時間

-)休憩施設における大型車駐車マス不足(
- マス数を増やすことに加え、以下により対応 ①長時間駐車の抑制 ②駐車箇所利用平準化
- ③高速道路の路外の施設の活用や予約システムの導



く子約駐車場のイメージン

ETC2. 0普及促進の取組例]

-)圏央道割引(平成28年度より実施)
- ②大口・多頻度割引対象道路に追加 ①圏央道利用分を約2割引
 - ○ETC2.0を利用する自動車運送事業者を対象

(平成29年度補正予算により平成31年3月末まで実施) 大口・多頻度割引を拡充(P60参照)

民連携による渋滞対策の推進 ークを覧く使う ネットロ

渋滞の原因者である大規模施設の . М 道路利用者の視点での渋滞箇所の特定や、 官民連携による渋滞対策を推進! 立地者が対策を講じるなど、 ラック・バス等、

く背景/データ>--

- ・最新の交通データ等を基に全国の渋滞対策協議会において特定した主要渋滞箇所は、約9,000箇所(平成59年9月末時点)
- |大規模小売店舗等の商業施設の沿道立地による渋滞は、主要 |渋滞箇所の1割強(約1, 500箇所)
- 路上工事は、全国の直轄道路で約6割減少しているが、近年 下げ止まりの傾向

約201時間/km·年(平成14年度)→約79時間/km·年(平成28年度)

- ○渋滞対策協議会^{参24}とトラックやバス等の利用者団体が連携を強化し、利用者の視点で渋滞箇所を特定した上で、速効対策を実施する取組を全国展開
- ○大規模施設の立地者に対して、交通アセスメント等の実施を求めるなど、接道承認時の審査を強化する方策を検討
- ○占用工事実施時の道路使用に係る占用料の徴収や交通 状況等を踏まえた占用料算定のあり方を検討

[氷滞対策の流れ]

渋滞対策協議会における議論

- ・最新交通データによる渋滞状況検証 ・交通状況に対する専門的見地からの検証

地域の主要渋滞箇所の特定・見直し



ソフト・ハードを含めた対策の検討・実施

- ・地域の課題を共有することで道路管理者と 道路利用者間での議論を促進
- ・円滑な渋滞対策の立案・実施を実現





<トラックやバスが渋滞に巻き込まれている状況>

参24:各都道府県単位等で道路管理者、警察、自治体、利用者団体等が地域の主要渋滞箇所を特定し、ソフト・ハードを含めた対策を検討・実施するため、渋滞対策協議会を設置

トの強化 ICTやAI等をフル活用した交通マネジメン ネットワークを賢く使う

多様なセンサーやAIによる解析技術等を融合し、時空間的な変動を考慮した **交通マネジメントを強化します** ETC2.0亿加之、

・・・・・・ヘイナ/ 〈哨鴨/

- 概ね設置済みであり、車両の位置等のプローブ情報参25を収集 高速道路ではNEXCO3社及び首都高速・阪神 直轄国道では主要渋滞箇所等を考慮した位置に ETC2.0路側機は、 高瀬门、
- 約235万台(平成29年12月末時点)まで普及 ETC2.0車載器は、
- 準天頂衛星システム導入(本年から4機体制)によりGPSを補い、 高精度の測位が可能(数10mの精度から、数10cmへ向上)
- シンガポールやロンドン等では、都心部の渋滞解消のため、都心部への流入車両に課金を行い、交通需要を管理する エリアプライシングを実施
-)広域的に渋滞が発生している観光地において、ICT·AI等 を活用しながら、エリアプライシングを含む面的なTDM 等の交通マネジメントの実験・実装を推進
- ○あわせて、民間における先進的な交通技術を評価し、 積極的に活用するためのオープンイノベーションの 仕組みを導入
- 人や自転車等も含めた常時観測を基本とする新たな ○これまでの5年に1回の道路交通センサスに代わる、 道路交通調査体系を検討

[ICT・AIを活用したエリア渋滞対策]

革新的な技術



渋滞発生履歴を 学習分析 渋滞発生を予測



エリアマネジメン アッグボータ 交通需要マネジメント(TDM)

交通規制等

信号制御、

道路空間の再編

広域的に渋滞が発生している地域



(ETC2. 0)

、高度化光パーコン) (AI-Webカメリ)

檙



AIによる画像処理で交通 量調査、自動車起終点 量調査、自動調査をIT化

プローブ情報を収集

との通信により、

プローブ情報等

高度化光ビーコンと対応車載機と

の双方向通信により、交通情報の扱法により、で通信報の提供、プローブ情報等の収集

※今後の取組方針や実験計画等を検討する地域

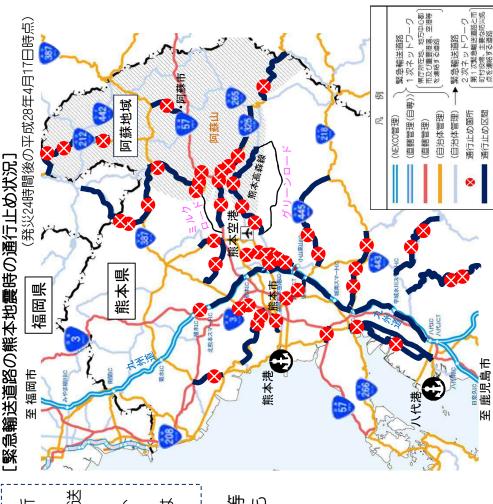
京都市、軽井沢町*、神戸市* 実験地域:鎌倉市、 旅行時間等の交通データ 参25:車載器を通じて集められる車両の位置、

災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保 出海暗 物流対策の推進 (2)

・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、主要な拠点へのアクセス強化と、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資 を行います あわれ、 出。出

イデータン 〈背景/

- 熊本県内の緊急輸送道路約2,000kmのうち50箇所 で通行止めが発生 ・熊本地震では、
- 緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的として、緊急輸送 道路を全国で約10万km指定
- 道路の老朽化への対応として、大型車を望ましい経路へ誘導し、 適正な道路利用を促進する大型車誘導区間を約35,000km指定
- 海湾は 約6割だが、10分以内では空港が約4割、港湾は約2割に留まる 高速道路1Cから20分以内でアクセス可能な空港は約8割、
- ・ニントット'ノークや拠点の絞り込み等で行いながら、基幹となるネットワークを計画路線も含めて重要物流道路として指定 ○広範で複雑な現在のネットワ
 - ○重要物流道路に対して、
- ・災害時の道路の啓開・復旧の迅速化・トラックの大型化に対応した道路構造の強化 重点支援・投資を展開 図るとともに、 等を「
- 地域高規格道路の見直し等を ・鉄道貨物駅など主要な物流拠点への ○空港・港湾・鉄道貨 アクセスについて、 行いながら強化



ークのアクセス強化 Γ 物流拠点とのネッ 公副· 物流対策の推進 (2)

- 交通・物流拠点等から高速道路等のネットワークへのアクセス性の向上を図るため、スマートICや アクセス道路の整備を支援します。
- #6 10 直結1C)制度^{参26}の活用を推進1 - ト10(以下、 高速道路と民間施設を直結する民間施設直結スマ

<背景/データ>……

・我が国の高速道路のIC間隔は平均約10kmで、欧米諸国の 平地部における無料の高速道路の2倍程度

アメリカ:約2km、ドイツ:約1km、イギリス:約4km 日本:約10km

- スマートICは全国で98箇所で開通、69箇所で事業中 (平成29年12月末時点)
- 直結ICについて、三重県多気町から申請のあった整備方針 (伊勢自動車道に計画)を全国で初めて認定(平成59年12月)
- ○物流の効率化、地域活性化、利便性の向上等を促進するため、地域における必要性の検討や合意形成が整った 箇所において、スマートICの整備を推進(b62参照)
- ○港湾・空港・IC等の整備や工業団地の造成等の民間投資と 供用時期を連携させて行われるアクセス道路の整備等に 対する補助や新たに創設する交付金等による重点的な支援
- ○直結1cの整備を促進するため、整備を行う民間事業者に対し民間事業者の1c整備費用の一部を無利子貸付する制度や、民間事業者が整備に係る土地を取得した場合の登録免許税の非課税措置を創設

参26:民間企業の発意と負担により1Cを整備する制度(P63参照)



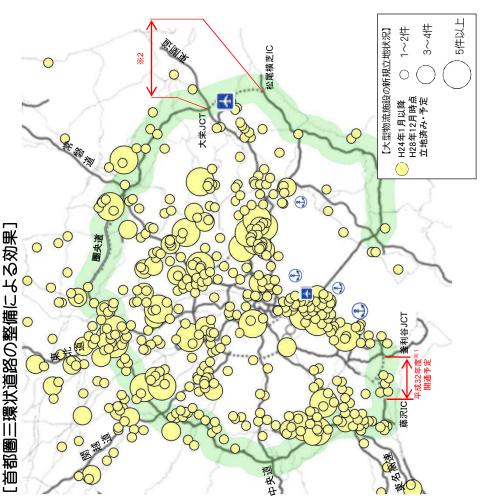


9 物流ネットワークの強化| (2) 物流対策の推進

生産性の高い物流ネットワークを構築するため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な 道路網の整備を推進します。

<背景/データ>…

- ・平成21年3月1日の中央環状品川線開通後、都心の交通量5%減で渋滞が5割減少
- 圏央道沿線の工場立地面積の新規増加は20年前の約6倍** ※新規工場立地面積(1年あたり) 15ha(平成6年) → 85ha(平成26年)
- 迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網の整備を推進推進
- ○ネットワーク効果の発現に必要な区間について、 客観性、透明性を確保しつつ、スピード感を持つ 計画を具体化
- ○現下の低金利状況を活かし、財政投融資を活用した 大都市圏環状道路等の整備加速による生産性向上等 を推進 (b25参照)

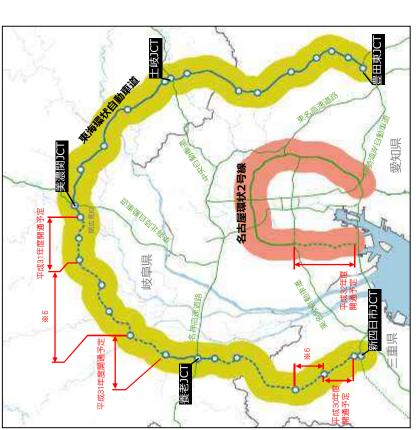


注:※1区間の開通時期については土地収用法に基づく手続きによる用地取得等が速やかに完了する場合※2財投活用による整備加速予定箇所(平成36年度開通見込み(用地取得等が順調な場合))

(2) ークの強化 物流 イットご (2) 物流対策の推進

[中部圏における環状道路の整備効果]

名古屋環状2号線の整備状況 〈東海環狀自動車道、



0.0

出典:地方財政状況調査 平成27年

成12年**2

計

0

0

o

15,300

(H29. 1) 岐阜県沿線**3

出典:自治体へのヒアリング調査

愛知県沿線**3

平成27年

平成12年**2

8,400

0

161

250

0

200 8

19, 900

000

20,

1.00

00

40,

毎び楽

三重県沿線**3

വ

Ö

368

1.0

399

500

2

625

750

0

S.

9

32,

000

60,

1.56

0

S.

(意田)

1.000

0

ന്

2.80

80,000

法人税収**1

(<u>例</u>)

東海環状自動車道の整備効果

工業団地立地企業の従業員数

名古屋環状2号線の整備効果

(民間会社試算) 号線の開通による経済効果 α 名古屋環狀

- 28年間で約3兆8千億円の経済効果**4 名古屋環状2号線の開通によう
- ک 経済成長率に換算すると、年平均0.49%に相当| 中京都市圏の経済発展を牽引※5

出典:三菱げリリサーチ&コンサルティング(株)政策研究レポート

* * * * * - 0 0 4

法人税収:市町村民税の法人税割と法人均等割の和平成12年:東回り(関広見:C~豊田東JCT)全線工事着工年東回り(関広見:C~豊田東JCT)全線工事着工年東海環状(豊田東JCT~新四日市JCT)が通過する愛知県2市、岐阜県18市町、三重県3市名古屋環状2号線の最初の開通年である昭和63年から平成27年までの28年間の累積便益を現在価値換算した結果

昭和63年の経済規模を基準として、28年間をかけて、累積便益の3兆8千億円の経済効果額 分が中京都市圏の総生産に上乗せされたと仮定 財投活用による整備加速予定箇所(平成36年度開通見込み(用地取得等が順調な場合)) 2 %

(2) 物流対策の推進 — 物流システムの効率化 ① —

- 深刻なドライバー不足が進行するトラック輸送の省人化を図るため、1台で通常の大型トラック 2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の実験・実装を推進します。
- トラックの隊列走行について、ダブル連結トラックの実験の状況も踏まえ、インフラ面での事業環境 の整備を検討します。

く背景/データ>-

- 国内貨物輸送の約9割がトラック輸送
- 深刻なトラックドライバー不足が進行(約4割が50歳以上)
- ・ドイツでは平成54年から5年間かけて長大連結トラック実験が行われ、平成59年1月より本格導入
- ○ダブル連結トラックの実験を新東名を中心とするフィールドで推進し、平成30年度の本格導入を目指す(3社10台が実験に参加(平成29年11月末時点))
- ○ダブル連結トラックの普及促進や共同利用等の民間に おける多様な利活用を支援
- ○労働環境改善や輸送効率化のため、ドライバーが高速道路のSA・PAを活用し、上下線を乗換えて出発地に戻る「中継輸送」の実験を併せて推進
 - ○ダブル連結トラックの実験状況、隊列走行の技術、運用ルール等を踏まえ、隊列走行のインフラ面での事業環境整備について、官民の役割分担を含め検討を推進(本年1月~後続有人の隊列走行の実験開始)

「女ブル連結トラックによる省人化] 現在 通常の大型トラック 約12m 今後 ダブル連結トラック:1台で2台分の輸送が可能

特車許可基準の車両長について、現行の21mから最大で25mへの緩和を検討

[トラックの隊列走行]



 重業
 無人

 業
 無人

 (2先頭車両と後続車両を電子的
 (3後続車両は自動走行システムを (に連結することで隊列を形成)

 (に連結することで隊列を形成)
 使って無人走行

(2) 物流システムの効率化 物流対策の推進

p 116 \subseteq \boxtimes した特車通行許可の迅速化を ICT等を活用 ラックの大型化や国際物流に対応するため、 \bot

特大トラック輸送の機動性の強化(特殊車両通行許可)

ノゲータン **<暗票/**

- →約32万件(平成28年度) ・特車通行許可件数の増加 【地方整備局等】 約24万件(平成24年度)
- 約14,500件(平成29年11月末時点) 平成28年1月に特車ゴールド制度の導入 (無計) 許可件数
- ○特車通行許可の審査を迅速化するため、以下の取組を強化
 - (自動審査システムの強化) 国が道路 順次、 ・特車申請件数の多い地方道について、 情報便覧参ぶのデータを作成
- その他の地方道については、道路情報便覧が作成されるまでの措置として、特車通行許可実績のデータベース化
- (DE)-車両搭載センシング技術等の電子デ (自動審査システムの強化) お来的には、 活用
- 包括中請を可能とする等 ○特車ゴールド制度^{参28}について、 より使いやずい制度に改善
- ○ETC2. 0車両運行管理支援サービスを平成30年度に本格導♪
- 心後の 許可期間など、)新技術や車両の大型化等を踏まえ、 特車通行許可制度のあり方を検討
- · 中 国際海上コンテナ とする措置を導入)重要物流道路の一部区間について、 (40ft背高)の特車通行許可を不要。

自動審査システムの強化]

왨

뼽

幾何構造 した 立形 が の 電子 データの Tを活用

縁等しデッショ ※できた はいました はいました はいます はいます

審査日数を現在の約1ヶ月から |0日程度に短縮 2020年泡に平均

「特車ゴールド制度」

輸送経路は自由に 輸送を効率化 国が指定した大型車誘導区間を走行する場合、 選択可能 ⇒ 渋滞・事故時の迂回ができ、輸



参27:交差点の形状、橋梁の構造等の道路情報を収録したデータベース 参28:ETC2. 0装着車への特車通行許可を簡素化する制度

(3) 自動運転サービスの実験・実装の推進

高齢化が進行する中山間地域において人や物の流れを確保するため、「道の駅」等を拠点とした 自動運転サービスの実験・実装を推進します。

く背景/データ>--

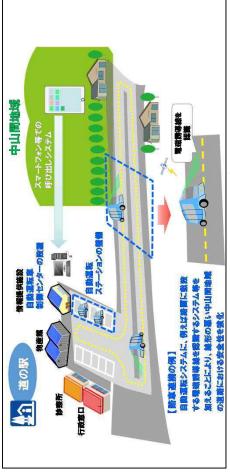
- ・中山間地域では全国の10年先を行く高齢化の進行高齢化率の比較:全国23%、中山間地域31%(平成22年)
- 車の運転が出来ない高齢者の急増 運転免許の自主返納件数(65歳以上)の推移 約2万件(平成19年)→ 約33万件(平成28年)
- ·道の駅の約8割は中川間地域に設置され、病院や行政サービス等も集約されつつある
 - 等も集約されつつある 道の駅の設置状況:全国1, 134駅、中山間地域885駅 (78%)
- 自動運転の実現に向けた取組を推進するため、大臣を本部長とする「国土交通省自動運転戦略本部」を設置(平成28年12月9日)
- ○道の駅等を拠点とする自動運転実証実験について内容を拡充しつつ推進し、平成32年度までの社会実装を目指す

平成59年度:全国13箇所で短期間の実験、5箇所で フィージビリティスタディの実施(P71参照)

平成30年度:ビジネスモデルの構築のための長期間の

実験を中心に実施予定

[中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス]



<実証実験のイメージ>



く影響車回り

科学技術を活用した道路施策 (4)

Ś 道路交通の円滑化といった次世代道路技術を推進します 第5期科学技術基本計画に基づき、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットなどの技術革新を総動員 道路ストックの老朽化対策の高度化、

【次世代道路技術に関する道路関係施策】

- ○道路の維持管理に関する施策
- ・新技術の導入による長寿命化・コスト縮減
- (P13参照) 運転制御・操作支援による除雪車の高度化
- ○自動運転サービスの実験・実装の推進に向けた施策
- (P36参照) 中山間地域における道の駅等を拠点とした 自動運転サービス
- 高速道路の合流部等での情報提供による自動運転
- ○ICT・AI等をフル活用した交通マネジメントの強化
- ・ETC2.0に加え、多様なセンサーやAIによる解析技 時空間的な変動を考慮した交通マ (P29参照) ネジメントの強化 術等を融合し、

○逆走対策

- ・公募・選定した逆走対策技術の実用化
- 路車連携による逆走検知・制御技術の開発

(P24参照)

|除雪車の高度化]

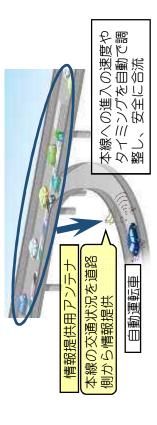
自動運転を視野に入れ、運転制御・操作支援の機能を備える高度化された除雪車の開発を段階的に推進 (平成29年度に高速道路、平成30年度に一般道路で実証実験を実施)



<高度化された除雪車のイメージ>

|高速道路の合流部等での情報提供による自動運転の支援|

インターチェンジ合流部での合流先の本線の交通状況など、 自動運転の実現を支援する情報を道路側から提供するサービスを検討



く自動運転車への情報提供のイメージ(合流部の例)

夕を利活用した地域道路経済戦略の推進 「プラグー」 • [CT (2)

成長を支えていくため、ICTやビッグデータ 地域経済・社会における課題を柔軟かつ強力に解決し、 を最大限に利活用した地域道路経済戦略を推進します

<背景/データ>

- 一夕を ・ETC2.0が導入され、道路交通の速度等のビッグデ 収集する体制を構築
- 情報流通量が 平成17年から平成26年の9年間で約9倍※1 その他交通や経済等のビッグデータも、

(総務省) ※1 平成27年版情報通信日書

レンタカーを利用した訪日外国人は、 平成23年から平成27年の5年間で約4倍※2

(新空間) ※2 国際航空旅客動態調査

外国人レンタカーの事故件数は、 平成26年から平成28年の3年間で約3倍**³

※3 物損事故等を含む、沖縄県レンタカー協会

- 参画を募りながら、地域交通のビッグデータの 利活用の核となる「地域交通データセンター」 ○地域道路経済戦略研究会業3名中心に民間の の構築に向けた取組を実施
- 各地域での課題を踏まえ、ETC2.0を含む多様な 7、外国人 特有の危険箇所の特定や対策を講じるなど、 ビッグデータを活用した実験・実装を推進 ○レンタカーのビッグデータを活用して

社会実験・実装を推進することを目的に全国10地域に学官連携で設立(平成27年12月~) 参29:ICTやビッグデータを最大限に活用した地域道路経済戦略や

[訪日外国人レンタカーピンポイント事故対策]

急増する訪日外国人観光客のレンタカー利用による事故を踏まえ、外国人レンタカー利用の多い空港**周辺から出発するレンタカーを対象に、ELC5.0の急ブレーキデータ等を活用して、外国人特有の 事故危険箇所を特定し、ピンポイント事故対策に着手 那霸空港 福岡空港、 関西国際空港、 中部国際空港、 ※新干藏空港、

急ブレーキデータ ETC2.0等の



事故危険箇所の特定 外国人特有の

レンタカー事業者の 事故発生データ

パンポイント単枚対象



急ブレーキが多発する箇所等を注意 するパンフをレンタ

口等で配布

※平成29年12月から大分自動車道において対策実験実施 <多言語パンフレット※> く多言語注意看板**>

カラー舗装やピクトグラム、 を活用した標識

との連携 記出 道路のストック効果を高めるための地域・ (9)

地域・民間との一層の連携により、大きなストック 果の発現が見込まれる道路整備の推進に取り組みます 道路整備の進捗状況および開通見通しの共有等、

データン **<淄県**

フロー効果とストック効果が存在 社会資本整備には、

【フロー効果】

事業に伴う需要創出等の経済を短期的に拡大させる効果

ストック効果

开 整備された社会資本が機能し継続的に発揮される、 性向上、民間投資の拡大や安全・安心等の効果 地域が進めるプロジェクト等と連携のとれた道路整備を計画的に進め、ストック効果を高めることが必要 的に進め、

[利活用に関する戦略を踏まえた道路整備の推進]

・医療サービスの維持 観光客誘致 企業誘致

道路の利活用に関する戦略

IIK 惄 abla3 _ K 路の 泗

Щ

0

农

舭

眯 接効

・走行時間の短縮・交通事故の減少・走行経費の減少

・雇用の増加・税収の増加・

₩

舭

の維持

波及効号・ ・ ・ 氏間投資の拡大 ・ 交流機会の拡大 栅

綇 治体の既 Ш 平成31年度の開通(関広 見IC~高富IC)にあわせ、 やまがた

岐阜県山県市では都市計画マスタープランを策定。 自治体、経済団体と連携して利活用促進会議を開 まちづくりに関す、共有・議舗により、 **催し、まちび。 る情報共有・**記 **む域活性(**

道路整備とまちづくりが連携した事例! 路のストック効果を高めるため、地域・民間と 路整備の進捗状況及び開通見通しを共有する等、



<u>₩</u> \dot{H} 情報交換や 官民の道路利活用協議会等による情報交換や的な戦略の策定等、実効性を高める体制・ス ムの強化方策を検討

供用の各段階における連携を強化

靊 黝

圕

河温温

や高速道路の休憩施設等の活用促進 「道の駅」

「道の駅」の取組を推進します。 地方創生を支援する

<背景/データ>

・「道の駅」の現状(P10参照)

平成29年12月末時点 (平成26、27年度選定) (平成26年度選定) 6箇所 1,134箇所 平成5年の制度創設以来、 全国モデル「道の駅」

73箇所 「道の駅」 重点「道の駅」 特定テーマ型モデル

住民サービス部門地域交通拠点部門

(平成28年度認定) (平成29年度認定) 6箇所 7箇所

の形成等を目指した、先駆的な取組等を行う「道 ○地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点 の駅」を重点支援 「道の駅」において、観光情報の提供や道路情報 の充実等により、利用者サービス面の向上を図る

地方創生に資する取組事例

・地元の大学と連携した特産品 協同開発および販売促進 ・外国人向けに災害時の誘導 動線を英語で表示



「道の駅」紀宝町ウミガメ公園>



「道の駅」阿蘇>

[モデル「道の駅」と重点「道の駅」]

*全国モデル「道の駅」 国十公副

地域活性化の拠点として、特に優れた機能を 継続的に発揮していると認められるもの

テーマを設定し、そのテーマについて全国の 模範となる取組を行い、その成果が認められ 「道の駅」が有する多様な機能に着目して るもの

モデル「道の駅」

特定テーマ型





内科診療所

交通案内所 (待合所内)

国土交通大臣選定 重点「道の駅」 震災時の中継拠点

後の重点支援で効果的な取組が期待できるもの 地域活性化の拠点となる優れた企画があり、



インバウンド観光の促進観光コンシェルジュ等により情報機能を充実



6次産業化推進による雇用機会の創出 地域の産業振興

(7) 「道の駅」や高速道路の休憩施設等の活用促進

高速道路の使いやすさを向上させるため、SA・PAや道の駅等を活用したサービスの充実を促進します。

「高速道路の休憩施設の活用」

<背景/データ>…

・高速道路利用者だけの使用を前提とした「高速道路の体憩施設」は、近年、ウェルカムゲート等により、沿道地域からの利用も可能に

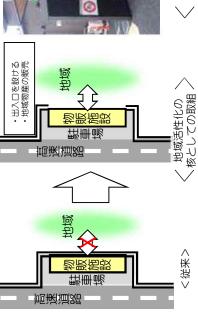
SA•PA:870箇所

ウェルカムゲート:272箇所

ハイウェイオアシス:23箇所(それぞれ平成29年12月末時点)

○高速道路の休憩施設の活用について、関係機関(地方整備局、高速道路会社等)が連携の上、その進捗状況に応じた支援を実施

高速道路外への出入口(ウェルカムゲート)





| 守谷SA上り線に設けられた | | ウェルカムゲート

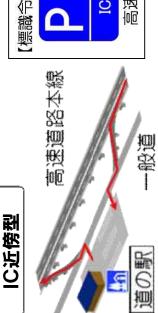
【「道の駅」を活用した高速道路の休憩サービスの充実】

--- く島景/データ>---

・無料の高速道路は、今後、整備が急速に進展していくが、体憩施設はほとんどなく、体憩サービスの提供が必要

無料の高速道路 現在:2,129km → 今後:約3,300km (平成29年12月末時点)(事業中区間整備後)

- ○「道の駅」の施策を活用するなど地域と連携して、 体憩サービスの提供を実施
- ○IC近傍の「道の駅」は、高速道路から案内し、 休憩施設として活用
- ○有料区間においては、一時退出の実験を実施し、 取組を推進 (P27参照)





モーダルコネクトの強化 (5)

ドが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人と物の流れや地域の活性化を 交通モード間の接続(モーダルコネクト)を強化します | 促進するため、 多様な交通モ

データン **<ご帰り**

- 置されている(首都圏の主要ターミナル駅周辺では平均9箇所に点在(平成28年3月末時点)) 高速バス停等がバス会社毎にバラバラに設 ・鉄道駅周辺では、
- 高速バスストップの45%が利用されていない (平成28年1月末時点)
- 地域の路線バスのバス停では、直轄国道沿いの学校や病院の 周辺においても7割以上で上屋やベンチが設置されていない

○バスタ新宿をはじめとする集約交通ターミナルに

[/バスタ新宿の概要]

- 三ナル会社 ・道路(国道20号)と民間ター:の官民連携事業で実施 (平成28年4月オープン)
- 鉄道と直結し、19箇所に点在していた高速 バス停を集約

利用者数 : 平均302.8万人、最大304.1万人/日高速/12/便数:平均301.470度、最大\$01,700更/日



<バスタ新宿>

三宮周辺地区の再整備イメージ] 「神」



- 官民連携 を強化しながら道路事業による戦略的な整備を展開 り、多様な交通モード間の利便性向上や先駆的な空 ○直轄国道と主要な鉄道駅等の接続を図ることによ 民間収益を最大限活用するなど、 間活用等を推進
- ○ETC2.0の位置データ等を活用した高速バス運行支援システム等をバスタ新宿を中心に導入
- 高速バスストップの有効活用、路線バス 高速道路のSA·PAを活用した高速バス間の乗換や の利用環境の改善を推進 中絲輸送、

シェアリングとの連携 (3)

シェアリングの 所有から共有への利用形態の変化を踏まえ、他の交通モードとの連携強化を図り、 利用を促進します。

ノザータン 温源

・カーシェアリング利用者(会員数)は5年間で17万人(平成24年) から109万人(平成29年)に増加



- コミュニティサイクルは87市区町村で本格導入 (平成28年10月1日時点)
- 事項等にこ カーシェアリン した 鉄道駅等の交通拠点に隣接する道路空間を活用 るための留意 カーシェアリング社会実験を継続し グステーション(ST)を設置するため アイド
- コミュニティサイクルについては、路上へのポート設 置のあり方を検
- 高速バス&カーシェアリング社会実験結果を踏まえ、 る本格導入に向けた推進方策を検討 間事業者によ 팺

[公共交通との連携強化事例]

道路空間における貸出し・返却場所の設置例





<カーシェア>

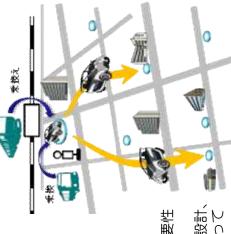
首路空間を活用したカーシェアリング社会実験

平成28年12月20日~ 平成31年 3月下旬(実施期間

(予定)

国道 1号の大手町駅付近国道15号の新橋駅付近

実施箇所



主な検証項目

・道路上にSTを設置する必要性 が認められる条件 ・STに必要な設備、計画・設計、 設置手続き、運営にあたって の留意事項 等

🕠 : カーシェアリングステーション

く乗換え利便性の高いカーシェアリング>

道路空間の再構築 立体道路制度の活用・ (4)

- 利便性、価値の向上を図ります。 立体道路制度の活用等により、道路空間の機能、
- 道路空間の再構築等による沿道地区の課題やニーズへの対応を促進します

立体道路制度の変遷 く背景/データ>----

- 新設・改築道路に加え既存道路に対象を拡大(平成26年)
- 都市再生緊急整備地域内の一般道路に対象を拡大(平成28年)

その他道路空間の利活用に関する取組

- ・道路外利便施設協定制度による民地の活用
 - 道路空間の再構築による歩道の拡幅
- 此 出 の空間を官民連携で有効活用することにより、 道路。 品川駅等の国際的な交通拠点において 間開発投資の誘発を推進
- 道路人民 間所有地との一体的利用等による道路空間の再構 した。 ·道路外利便施設協定制度^{参30}を活用| 築を促進
- 道路附属物等の配 色彩等への配慮に るスマートな道路空間の形成を推進 良好な景観形成等の観点から、 置(集約化・撤去等)や形状、 4

[立体道路制度の事例]

これまでの分断された空間

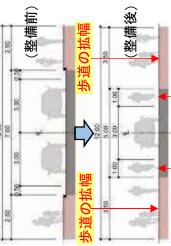
品川駅西口の国道15号の上部空間を官民連携で 有効活用し、道・駅・街が一体の空間を整備



[道路空間の再構築例]

垂 道・駅・街が一体の空間へ 000000 画画の回り ターミナル 0 野 0

平成29年2月3日 記者発表資料 (国交省・東京都) <整備イメージ図 無出



自転車

道路区域内に道路関連施設を設置することが困難である場合に、道路

参30:道路外利便施設協定制度

区域外にある施設等について、所有者等との間において協定を締結

道路管理者が当該施設の管理を行うことができる制度



賑わいの創出を目的として車線数を〉 減らし歩道を拡幅(松出市)

民間所有地(公開空地)との一体的) 利用による歩道拡幅(横浜市)

魅力の向上 民間等との連携による価値・ (2)

6 より一層魅力的な道路空間を創造し 道路協力団体等の民間団体等との連携を強化し、

ゲータン **<ご帰り**

風景街道やボランティアサポートプログラム(NSP)等で行ってきた民間団体等との連携を強化し、より一層魅力的な道路空間を創造する必要全国の風景街道ルート数:141(平成29年12月末時点)全国のVSP団体数:2,686(平成29年3月末時点)

- 平成28年4月創設の道路協力団体制度拳31について、 直轄国道において30団体を指定(平成29年12月末時点)
- 地域の賑わいづくりや修景活動等に寄与する取組 道路協力団体等の民間団体等と連携・協働し-を充実・活性化
- ○道路の清掃や放置自転車問題など、地域の様々な 課題への総合的な対応を推進
- ○日本風景街道有識者懇談会を設置し、日本風景街 道の活性化について幅広く検討



の身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応)を 目的に創設 参31:道路協力団体制度 民間団体との連携強化による道路管理の一層の充実(道路の清掃等

[道路協力団体の活動事例]



<放置自転車の整序:北海道札幌市>

<清掃活動:福岡県福岡市>





<花壇への植付け:香川県高松市>

<オープンカフェ:石川県金沢市>

観光振興の推進 (9)

安全で快適な観光地の形成、 観光地への円滑なアクセスの実現、 旅行者にわかりやすい道案内の推進に取り組みます。 「観光先進国」の実現に向けて、

イデータン **<端駅**/

- 平成29年の訪日外国人旅行者数は2, 869万人(平成24年の3. 4倍)
- 訪日外国人旅行消費額は約4.4兆円(平成29年)
- 観光渋滞による損失は約1兆円であり、観光客の不満事項 としても第1位
- 高速道路等からのアクセス機能の強化や観光地周辺の 渋滞対策、観光地間・観光地内の需要分散を推進
-)ICT・AIを活用した交通需要制御等のエリア観光渋滞 対策を実験・実装
- 自転 官民連携によるサイクリング環境の向上により、 車を活用した観光地域づくりを推進
- 道路空間のオープン化、無電柱化等により観光地の 快適な空間づくりを推進
- 道の駅やSA・PAを最大限活用し、観光案内をはじめ、 道からの風景の観光 地域産品を活かした商品開発、 資源化等の拠点づくりを推進
- 冒 高速道路ナンバリングや道路案内標 訪日外国人旅行者にわかりやすい 道路の周遊定額パスを実施し、地方部への誘客等にこ ○レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、 識の改善等により、 なげるとともに、 道案内を推進

[観光渋滞対策の推進]

既存ストックを有効活用した観光渋滞対策

- ・幅広路肩を活用した駐車待ち車両と通過交通との分離・近郊駐車場・空き地等を活用したパーク&バスライドの推進





富良野美瑛地域での取組事例> <北海道中富良野町

クーポンの発行等による交通分散

- 出発時間の変更や混雑ルートの迂回により混雑時間の来園回避・混雑時間以外の来園者に入園割引等のクーポンを提供



< 山形県東根市・天童市での取組事例>

(V 観光振興の推進 (9)

|高速道路ナンバリング] (2020年までに整備を概成)

○整備の進む我が国の高速道路ネットワークにおいて、 路線名に併せ、「ナンバリング」を導入し、訪日外国人をはじめ、 すべての利用者にわかりやすい道案内を実現

交差点名標識への観光地名の表示 (著名な観光地、名所等で推進) É 南速道路ナンバリング対象路線 禁制國旗大國 (平成29年12月末時点で34都道府県で着手) 近秦國就大國

<高速道路ナンバリング全国図>

ナンバリング対応標識の設置例



(一般道)

[主要な観光地等における道路案内標識の改善]

すべての旅行者にわかりやすい道案内を高速道路 ○主要な観光地等における、道路案内標識の改善や交差 点名標識の観光地名表示等により、訪日外国人をはじ ナンバリングとあわせて推進

道路案内標識の英語表記の改善

(多くの訪日外国人旅行者が訪れている地域等で推進)

以哪里)

(改善後)





プクトグラムの活用

(東京オリンピック・パラリンピック競技会場周辺等で積極的に活用)

ピクトグリム



預以田

(改善前)

(改善後)

Lake Tazawako Ent

[高速道路の周遊定額パスの実施]

小先達 Kosendatsu

Japan Expressway Pass 平成29年10月 パス名称 開始年度

ネクスコ東日本/中日本/西日本 :北海道等を除く全国エリア 実施会社 周遊工1)

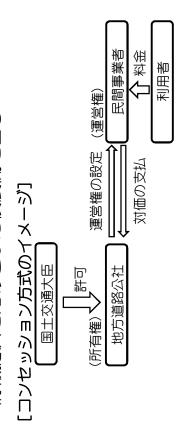
(連続する最大14日間) (連続する最大7日間) 20,000円 34,000円 ĶΩ

エリアごとにも周遊定額パスを販売 ※かの街、

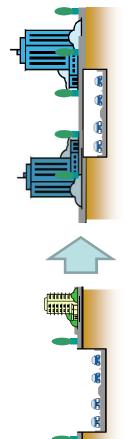
47 -

(7) 高速道路におけるPPの活用

- 都高速築地川区間等をモデルケースとし、都市再生と連携した高速道路の老朽化対策の具体化に 向けた検討を推進します 鼠
- 地方道路公社の有料道路事業について、構造改革特区制度参32におけるコンセッション方式の適用 拡大を図ります。
- |築地|||区間における上部空間の活用イメージ] 囲 首都高速の大規模更新計 都市再生との連携に向けた検討を推進 関係機関と連携しつつ、
- ○日本橋周辺のまちづくりと連携し、事業の本年夏頃 の具体的な計画のとりまとめに向けて、国、東京都、 中央区、首都高速などで協力して検討を推進
- ○愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社 へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、 情報提供を始めとした横展開を図る



参32:構造改革特区制度において、民間事業者による公社管理有料 道路の運営を可能とするための道路整備特別措置法の特例を 設ける「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部 を改正する法律」が成立(平成27年8月施行)





(8) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた取組

- 大会関係者等の円滑な輸送を行うための取組を推進します。
- 一ト・観客の暑熱対策 連続的・面的なユニバーサルデザイン化やアスリ わかりやすい道案内等を推進します としての道路空間の温度上昇抑制対策、 イ し ス 大会の開催を契機の

ト・観客にやむしい道づくり」

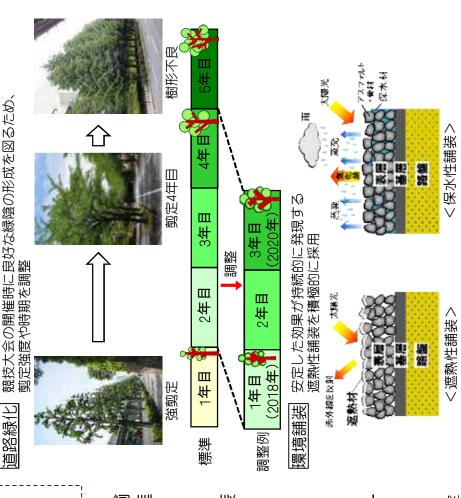
[アスリー 道路緑化

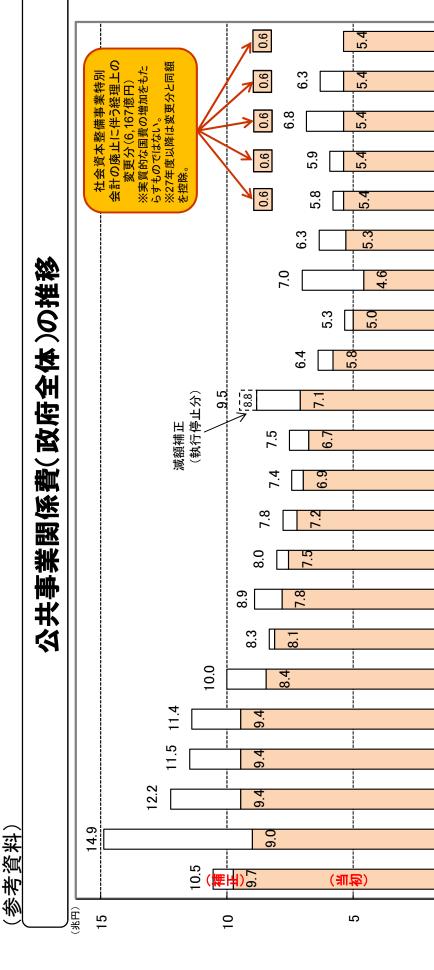
/ザータ> 温暖

- 物流を含めた都市活動の安定 ・大会関係者や観客の円滑な輸送と、の両立を図ることが必要
- スタッフ及び観客数は約1,046万人 (輸送運営計画 V 1(平成29年6月)より) ・大会期間中の大会関係者、
- 要マネジメントを実施するなど、大会関係者等の円滑な輸送に向け、大会組織委員会等と連携・協力した取組を推進 ○オリンピック・ルート・ネットワーク≋38を中心に交通需
- フアクセシブルルート^{参34}を含む競技会場周辺の道路につい 連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進
- ○アスリート・観客の暑熱対策として、道路緑化や環境舗装 の実施等、道路空間の温度上昇抑制に向けた取組を推進
- 無電柱化や舗装等 ○美しい都市景観の創出等の観点から、 の道路施設の美装化を推進
-)2020年までの概成に向けて高速道路ナンバリングや競技会 場周辺等における道路案内標識改善の取組を推進

参33:大会期間を通じて設定される「大会ルート」、事故発生時等に利用する 「代替ルート」、練習会場を結ぶ「練習会場ルート」から構成** 参34:アクセシビリティに配慮した競技会場までの動線** 参35:アスリートや観客への暑熱対策を検討した委員会提言(平成28年10月)

大会組織委員会で決定される予定 ※小後、





※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(0.7兆円)が一般会計計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが この特殊要因を除けば6.4兆円(▲5.2%)である。

(年度)

%

29

8

27

26

25

24

23

22

2

20

<u>ල</u>

8

9

5

3

12

9

တ

平成

0

※本表は、予算ベースである。

ころが水気の長がパラのエカロンである。。※平成23年度及び平成24年度については同年度に地域自主戦略交付金へ移行した額を含まない。

※平成25年度は東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることなった直轄事業負担金(29億円)を含む。また、これら及び地域自主戦略交付金 の廃止という特殊要因を考慮すれば、対前年度+182億円(+0.3%)である。

※平成23~30年度において、東日本大震災の被災地の復旧・復興や全国的な防災・減災等のための公共事業関係予算を計上しており、その額は以下の通りである。 H23一次補正:1.2兆円、H23三次補正:1.3兆円、H24当初:0.7兆円、H24一次補正:0.01兆円、H25当初:0.8兆円、H25一次補正:0.1兆円、H26当初:0.9兆円、H26靖正:0.002兆円、H27当初:1.0兆円、H28当初:0.9兆円、H28当初:0.9兆円、H29当初:0.7兆円、H30当初(案):0.6兆円(平成23年度3次補正までは一般会計ベース、平成24年度当初以降は東日本大震災復興特別会計ベース。 また、このほか東日本大震災復興交付金がある。

※平成26年度については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更分(これまで同特別会計に計上されていた地方公共団体の直轄事業負担金等を一般会計に計上)を除いた額(5.4兆円) と、前年度(東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)を除る。)を比較すると、前年度比+1,022億円(+1.9%)である。なお、消費税率引き上げの影響を除けば、ほぼ横ばいの水準である。

90.0% %0 %0 10.0% %0 %0 %0 %0 %0 0.0% 80. 70. 90. 50. 40. 30. 20. 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の要望額・配分額等の推移 20 % 80 % 84 % 59. 4 57. 7 55. 19,866 H29要望H29配分 955 911 0 φ, 34, 746 979 768 တ် 55.4% 54. 5% 53. 5% 862 899 H28要望H28配分 963 9, Ó, φ, 36, 425 6, 745 9, 680 62.3% 59.3% %6 55. H27要望H27配分 846 995 851 9, Ó, φ, 33, 493 412 081 6, 69. 4% 68.9% 68. 799 H26要望H26配分 10, 727 072 19, တ် 15, 449 295 28, 744 က် 82. 7% 19, 313 H25要望H25配分 324 686 要望措置率 0, φ, 防安 华 社総 24,847 12, 369 防安 2, 47, 社総 (単位:億円) 45,000 40,000 35,000 30,000 20,000 15,000 10,000 5,000 000 0 25,

背景・必要性

① 道路財特法※に基づく財政上の特別措置の期限切れへの対応

- 今年度末に期限が切れる国費率のかさ上げ措置が延長されない場合、 自治体の負担が増大 ※道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ② 道路利用の安全性の更なる向上
- 老朽化が進む道路の修繕が急務
- 道路区域外からの落石や土砂崩れ等により、交通事故等が発生
- 災害時に重要な輸送路の啓開・復旧を被災自治体が迅速に行うのは困難
- 下水道の管路等の占用物件の損壊により、道路陥没等が発生
- 幅員が狭い歩道の電柱等が、歩行者や車いすの安全・円滑な通行を阻害
- ③ 物流生産性の向上
- 国際海上コンテナ車等が増加する中、道路構造上の制約による通行の支障 が物流生産性の向上を阻害





落石による死傷事故

災害により通行 できなくなった道路





下水道の老朽化に よる道路陥没

電柱により通学児童 が車道にはみ出す

法案の概要

1. 道路整備に関する財政上の特別措置の継続

○ 道路の改築に対する国費率のかさ上げ措置を平成39年度末まで延長 [道路財特法]

2. 道路利用の安全性の更なる向上

- ○道路の老朽化に対応し修繕を重点的に支援するため、補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措置 を新設【道路財特法】 ※現行の修繕の国費率 [補助国道] 5/10 [地方道] 5.5/10 ~ 7/10 (修繕法)
- ○道路区域外からの落石等を防ぐため、現行制度を拡充し、沿道区域内 の土地管理者への損失補償を前提とした措置命令権限を規定 [道路法]
- ○重要物流道路(後掲)及びその代替・補完路について、災害時の 道路啓開・災害復旧を国が代行【道路法】





災害時の道路啓開

- 〇占用物件の損壊による道路構造や交通への支障を防ぐため、占用者による物件の維持管理義務、 当該義務違反者への措置命令権限を規定 [道路法]
- ○歩行者や車いすの安全・円滑な通行を確保するため、占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に 必要な場合」を追加【道路法】

※現行では「災害時の被害拡大防止」「車両の能率的な運行確保」のため特に必要な場合に占用制限が可能

3. 「重要物流道路制度」(新設)による物流生産性の向上

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」※として指定し、機能強化、重点支援を実施 ※高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、

- ○国際海上コンテナ車等の円滑な通行を図るため、通常の道路 より水準が高い特別の構造基準を設定 【道路法】
 - ※当該基準を満たした道路については国際海上コンテナ車等の通行に係る 許可を不要とする【車両制限令】
- ○高速道路から物流施設等に直結する道路の整備に係る無利子 貸付制度を新設【道路財特法】
- ○重要物流道路及びその代替・補完路について、災害時の 道路啓開・災害復旧を国が代行 [道路法] (再掲)

国際海上コンテナ車(40ft背高) 高さ4.1m 車両 総重量 40t程度

空港港湾アクセス道等から指定

【目標・効果】 平常時・災害時を問わず、安定的かつ安全・円滑に利用可能な道路網を確保

(KPI)①:豪雨による被災通行規制回数・時間の削減 143件/年・2,823時間/年(過去5年間平均) → 10年後には概ね半減 ②:国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可必要台数の削減 約30万台(H28年度) → 10年後には概ね半減

社会資本整備審議会 道路分科会 建議(平成29年8月22日)概要

I 社会経済についての現状認識

1.人口減少・高齢化と暮らしへの影響

○地方における移動手段の確保、トラックドライバー不足の深刻化

2.日本経済の持続的な成長に向けた課題

○緩やかな回復基調ではあるが、潜在成長力の引き上げが必要

3.ICTの急速な進展

○技術革新の進展による生産性の向上や経済社会の発展等への寄与が期待

4.激甚化する自然災害、切迫する巨大地震

○巨大地震などの多様な災害が広域化・複雑化・長期化

5.老朽インフラの加速度的増加

○適時適切なメンテナンスとともに、施設の集約化も視野に施設の質的向上が肝要

6. 「観光先進国」に向けた挑戦

○質の高い観光地の形成など、世界に誇る魅力あふれる国づくりが必要

Ⅱ 目指す社会と道路政策

1.経済成長に資する生産性向上

○ストック効果の高いインフラの整備

2.地方創生の実現・地域経済の再生

○「対流」の促進による地域経済の経済活動の活性化 ○地方創生の主要拠点としての道の駅のより一層の活用

3.国民の安全・安心の確保

○災害時の損失を最小限とする対策の一層の強化

○予防保全に基づき、新技術導入や維持管理のあり方 の見直し

4.一億総活躍社会の実現

○豊かさを実感できる全員参加型社会の実現

5.イノベーションの社会実装

○より賢く整備し、使いこなし、サービスや産業を創出

Ⅲ 新たな道路政策の方向性

1.道路・交通とイノベーション ~道から社会を変革する~

- ○技術革新が急速に進展するICTを最大限 活用すべき
- ○従来の利用形態等を前提としない、考え 方や仕組み、ルールの整理や社会受容 性の確保に取り組むべき
 - (自動運転/トラック隊列走行/低速モビリ ティ/交通安全/円滑化/老朽化対策)
- ○今までにない使われ方や付加価値を創造し、社会・経済の変革やパラダイムシフトをリードしていくべき

2.人とクルマのベストミックス

~高度な道路交通を実現する~

- ○骨格となるネットワークについて、自動車、 歩行者、自転車等を分離し、誰もが遠慮せず 快適・安全に走行・通行できるよう整備すべき
- ○地方部(中山間地域)の道路整備・強化が必要
- ○生活道路での「混在」の考え方を導入すべき
- ○人とクルマの動きを同時に把握するための 新たな調査体系の確立が不可欠
- ○2020年東京オリパラ大会を目標に、ロード プライシングを含むTDM施策等による一体的 な最適化の運用を図る必要

3.道路の更なるオープン化 ~多様な連携・協働を追求する~

- ○道路占用・空間のオープン化:道路空間を使い倒し、地域の魅力向上、 交通モード間の接続強化を図るべき
- ○議論・検討のオープン化: 官民の新たな連携を促進すべき
- ○道路情報のオープン化:産学官が共通の認識を持ち、連携して地域課題に対処できる体制を構築すべき
- ○道路空間のスマート化: 構造物・附属物を集約・撤去しスマートな 道路空間とすることを検討すべき

Ⅳ道路施策の具体的提案

1.メンテナンスのセカンドステージへ

- ○予防保全を前提としたメンテナンスの計画的な実施
- ○新技術の導入等による長寿命化・コスト縮減
- ○過積載撲滅に向けた取組の強化
- ○集約化・撤去による管理施設数の削減 ○地方への国による技術支援の充実
- ○適正な予算等の確保

2.総合的な交通安全対策の実施

- ○生活道路の交通安全対策
- ○自転車利用環境の整備
- ○踏切対策の推進
- ○高速道路の安全・安心に係る賢い取組
- ○ユニバーサルデザイン化の推進

4.円滑なモビリティの確保のために

- ○ICTやAI等をフル活用した交通マネジメント強化
- ○交通流を最適化する料金・課金施策の導入
- ○大規模商業施設等の対策の強化
- ○トラック・バスなど道路利用者との連携強化

8.ニーズに応じた道路 空間の利活用

- ○道路空間の利活用の 更なる高度化
- ○多様なニーズに対応 した道路空間の再構 築
- ○民間団体等との連携 による価値・魅力の 向上

3.災害に強い安全性・信頼性の高い道路へ

- ○大規模災害への対応
- ○集中豪雨や大雪への対策強化
- ○無電柱化の推進
- ○占用物件の適切な維持管理

5.戦略的な人と物の流れの確保

○平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保

コネクト

- ○トラック輸送のイノベーションの促進
- ○高速道路の幹線物流プラットフォームの構築
- ○ラストマイルの人と物の流れの確保

連携

6.モーダルコネクト(交通モード間連携)の強化

- ○交通・物流拠点とネットワークのアクセス強化
- ○バスタプロジェクトの推進
- ○主要鉄道駅など広域交通拠点の利便性向上
- ○モード間の情報接続の強化とシェアリングとの 連携

7.地域における産学民官の新たな連携へ

- ○官民連携による都市空間の再編
- ○道路のストック効果を高めるための地域・民間との連携
- ○道の駅や高速道路の休憩施設等の活用促進
- ○すべての人にわかりやすい道案内の実現
- ○ICT・ビッグデータを利活用した地域道路経済戦略の 推進

9.「観光先進国」の 実現に向けて

- ○観光地への円滑なア クセスの実現
- ○安全で快適な観光地 の形成
- ○旅行者にわかりやすい道案内の推進

▼ 施策の進め方についての提案

〇多様な主体との連携 〇データの利活用

○新技術の開発・活用

○予算・財源

〇的確な評価

社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 基本方針(平成29年12月22日) 概要

- 1. 高速道路を取り巻く環境
 - (1)高速道路ネットワークの進展に伴う更なる機能向上の要請・・・・高速道路の8割が開通済
 - (2) 高速道路における安全上の課題の顕在化
- *** 暫定2車線区間の飛び出し事故/逆走事故
- (3)激甚化する災害時における高速道路ネットワークへの期待 ・・・ 熊本地震/北海道台風被害
- (4)生産性向上に対する社会的要請

- *** 労働生産性向上/働き方の改善
- 2. 高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組
- (1)目指す方向性
 - 1)世界でも事故率が低く、安全性の高い高速道路
 - 2)あらゆる災害に対して強く、回復力の高い高速道路
 - 3)全てのドライバーにとって使いやすく、快適で安心な高速道路
- (2) 留意すべき視点
- 1) 利用者の視点や行動の重視
- 2) 他分野の施策との連携
- 3) 最新技術の進展とその活用

(3)施策の具体的な提案

②逆走対策

- ①暫定2車線区間の対策
- ➡・速度低下等の区間で4車線化、付加車線設置 (生産性向上の観点も踏まえ圏央道などを早急に4車線化)
 - ・最新データにより効果的な付加車線の設置や3車線運用などの工夫
 - ・今後、当面整備する暫定2車線区間はワイヤロープを標準設置
- ➡・2020年までに逆走事故ゼロを目標とした取組の加速
 - ・運転支援に資する新技術の早期実用化
 - ・路車連携による車両の自動制御など自動運転技術の活用検討
- ③歩行者・自転車等の進入対策
- ④自動運転の実現に向けた取組
- ⑤交通安全施設の整備等

①防災・減災対策

- ➡・誤進入者の行動特性を踏まえた対策
- ➡・新東名でのトラック隊列走行を可能とする6車線運用
- ➡・新技術も活用した交通安全施設の整備
 - ・落下物の早期発見・回収のための道路緊急ダイヤル(#9910)の普及活用

2)強靱で 信頼性の

1)利用

者の安

全確保

高いネッ トワーク の構築

②工事規制の影響の最小化

- •一般道路と連携したネットワークとしての防災対策を実施
 - ・平常時・災害時を問わない安定輸送確保のための路線指定と機能強化等
 - ・橋梁の耐震対策やSA・PAの防災機能強化の推進
 - ・道路区域外からの災害対策の強化
- ・複数工事の集約化や工事時の車線運用の工夫
 - ・暫定2車線区間の代替となる車線・経路の整備や拡幅等の計画的な推進
- ・準天頂衛星を活用した除雪車両の運転支援 ③雪氷対策

3)快適 な利用 環境の

実現

- ①休憩施設の使いやすさの改善
- ・ユニバーサルデザイン化等によるSA・PAの施設充実
 - •道の駅やガソリンスタンド等への一時退出の全国展開
- ②高速バスの利便性向上
- ・高速バス停の配置見直しなど機能向上 ・インターチェンジ周辺での乗継ぎ拠点の整備
- ③高速トラック輸送の効率化支援
- ・SA・PAへのトレーラー分離・連結スペースの整備や路外施設活用
- ④訪日外国人旅行者への対応 → ・2020年までに高速道路のナンバリング概成
- ⑤スマートIC等による地域とのアクセス強化

 ・スマートICや民間施設と直結するICなど柔軟に設置

3. 施策の進め方について

- (1)安全・安心計画(仮称)の策定
 - ・無料区間を含め、「安全・安心計画(仮称)」として中期的な整備方針をとりまとめ
 - ・コスト縮減等の経営努力や現下の低金利状況等を活用しつつ、暫定2車線区間の4車線化や耐震対策などを早急に実施
- (2)負担のあり方(4車線化等)

・交通状況を勘案し、優先度を明確にした上で利用者負担で早期整備

・4車線化の優先度が低い区間はワイヤロープを基本としつつ、利用者や地方負担の活用など様々な方策の導入可能性を検討 区間

無料 ・新直轄区間でのワイヤロープ設置等に係る制度を設け、整備区間・4車線化は、周辺ネットワークや整備経緯を踏まえつつ、地域の意見を聴取した上で、利用者負担(有料事業)による整備を導入

国や地方公共団体、高速道路会社が連携/物流事業者とも協調して業務改善等の方向性と連動した (3)多様な連携・協働 施策を推進

4. 今後の検討課題

- ・維持管理・更新に係る負担のあり方
- ・交通流を最適化する料金・課金施策の導入
- 利用者重視の料金体系の推進
- ・完全ETC化及びETC2.0の普及促進・活用・オープン化等

大都市圏環状道路等の整備加速

①大都市圏環状道路等の整備加速による ②橋梁の耐震強化対策の加速による安全・安心の確保を行う。 現下の低金利状況を活かし、**財政投融資を活用**して、 生産性の向上、

金利負担軽減の活用等>

超長期(40年)・固定 の財政融資1.5兆円 の追加等

高速道路保有機構 : 1兆円程度の 金利負担の軽減 ⇒ 債務引受余力が増大

高速道路会社:投資余力が増大

(財投活用による整備加速予定箇所)

〇圏央道・東海環状等の整備加速

〇橋梁の耐震強化対策の加速 ※今後30年間に農産6弱以上の地域の橋梁 揺れに見舞われる確率

H36年度全線開通見込み に付加車線設置 大型物流施設・国際空港等が立地する圏央道の整備加速 ⇒ 物流効率化と民間投資の誘発による生産性向上 東回り区間 約76km <開通時期> 東海環状自動車道 在市民工 2011/00 散江州 未定 ⇒ H36年度開通見込み 西回り区間 約77km 【整備加速】 く開連開開く <開通時期> 未定 ⇒ H36年度開通見込み (用地取得等が順調な場合) 【整備加速】 <開通時期> 未定 ⇒ H34年度から順次開通見込み 首都圈中央連絡自動車道 約300km H36年度全線開通見込み) 現行2車線 ⇒ 4車線化事業】 (4車線化開通時期>

120 1 **4**

K 0 0

9

三重県

事業(例)

国土交通省生産性革命プロジェクトの推進

おかい

改善など、労働者の減少を上回る生産性を向上させることで、経済成長の実現が可能。 国土交通省においては、生産性向上や新たな市場の創出につながる"工夫度の高い"先進的 な取組として「生産性革命プロジェクト50」を選定しており、引き続き強力に推進していく。 我が国は人口減少時代を迎えているが、これまで成長を支えてきた労働者が減少しても、 ラックの積載率が41%に低下する状況や道路移動時間の約4割が渋滞損失である状況の

経済成長 ← 生産性 + 労働者等

労働者の減少を上回る生産性の上昇が必要

3つの切り口

「社会のベース」の生産性を

○道路関係施策

高めるプロジェクト 〇ピンポイント渋滞対策(P25参照)

○高速道路を賢く使う料金(P26参照)

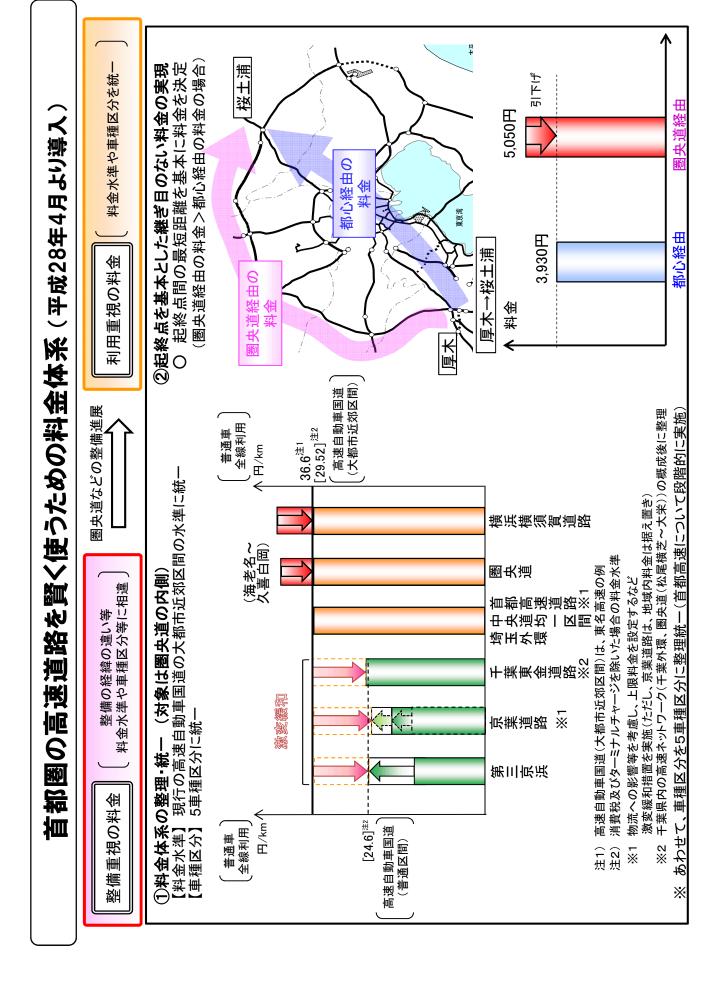
「産業別」の生産性を 高めるプロジェケト

○道路の物流イノベーション (P30~P35参照)

未来型」投資・新技術で

生産性を高めるプロジェクト 〇ビッグデータを活用した交通安全対策(P16参照)

○クルマのICT革命(P36参照)

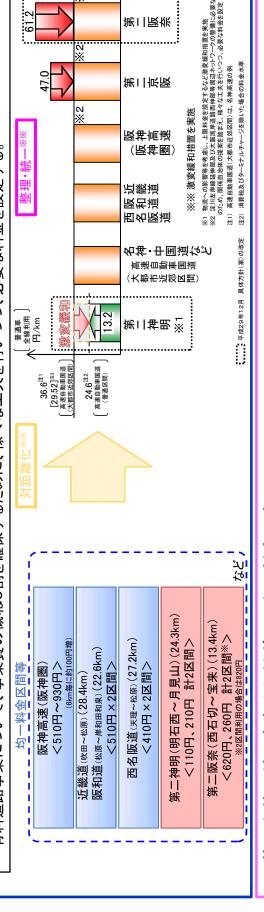


近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 (平成29年6月より導入

料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- ①料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。
- ②阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、 有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定する。

61.2



(2)管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

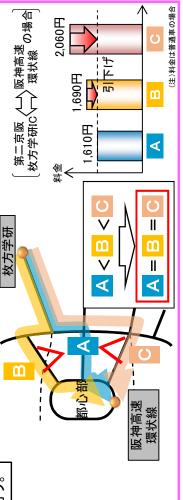
- 路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社での一元的管理を行う。 ③高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道
- 大阪府道路公社・南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路
- (平成30年4月) ネクスコ西日本に移管
- (平成31年度以降) 〇 大阪府・奈良県道路公社の第二阪奈有料道路 ネクスコ西日本に移管
- 〇 阪神高速・京都線の油小路線・斜久世橋
- ネクスコ西日本に移管 (平成31年4月)
- 京都市に移管して無料に(平成31年4月) 〇 阪神高速・京都線の新十条通

大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、 経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。 4

整備に必要な財源確保

第二阪奈

第二点版



北 近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統

南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路は平成30年4月、京都線は平成31年4月の移管に向け準備作業を実施中 平成31年度以降の移管を予定 阪奈有料道路については、 $\overline{\Pi}$ 洲

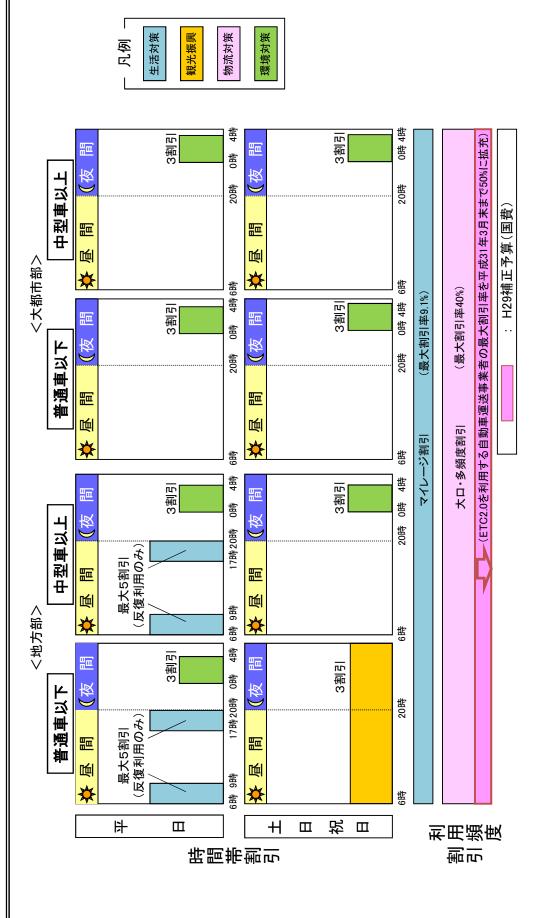


注)南阪奈有料道路、堺泉北有料道路、阪神高速・京都線の油小路線・斜久世橋、及び南阪奈道路は全国路線網に編入する

注)事業中のIC・JCT名には仮称を含む

車運送事業者の生産性向上等のための高速道路料金割引の臨時措置 個 皿

ETC2.0を利用する自動車運送事業者 (平成31年3月末まで) 大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長 自動車運送事業者の労働生産性の向上や働き方改善を図るため、 に対し、7 等を実施



レイヤロープの試行設置状況・ピンポイント渋滞対策の事例

【ワイヤロープの試行設置状況(土工区間約113km)】 ○試行設置区間における死亡事故は0件

○東名阪自動車道上り線の鈴鹿IC付近~四日市IC付近において、平成29年7月14日より、既存の道路幅員の中で

暫定3車線運用を開始

平面図

【ピンポイント渋滞対策の事例(東名阪自動車道 四日市付近)】

(平成29年12月末時点)







車両が受ける衝撃を緩和

②狭い幅で設置が可能

細八支柱

③短時間で容易に開□部を設置



人力で開口部が設置可能



手動で緊張力を調節

3車線区間 暫定3車線区間 暫定3車線区間 四四 車線運用の見直し (暫定3車線で運用)

佐世・

Tage Trans

西田作って

邱長:約9km

対策延長:約8km

3車線で通行可能:約17km

■対策前後の様子



休日とも午後に、サ 平日、休日とも午後に、 グ部において渋滞が発生



く対策後>

前年同時期七比八、渋滞回 数が約2割減、渋滞時間が 約3割減



対向車線飛び出し事故防止例

スマートインダーチェンジの整備

く スマートインターチェンジ とは>

○スマートインターチェンジは、通行可能な車両をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ

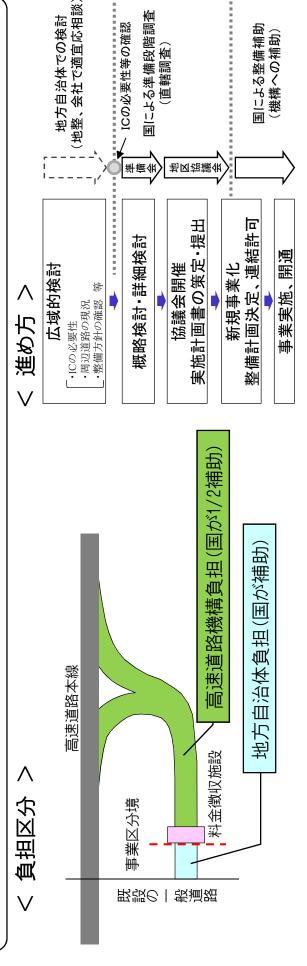
[SA・PA接続型] サービスエリアまたはパーキングエリアに接続 [本線直結型] 高速道路本線に接続 ○ETC専用のため、料金徴収施設を集約する必要がなく、 コンパケな整備が可能

○料金徴収にかかる人件費も節約可能

我が国の高速道路のIC間隔は平均約10kmで、欧米諸国の平地部における無料の高速道路の2倍程度

平地部でIC間隔を欧米並みの約5kmを念頭に整備

開 通 98箇所 事業中 69箇所 (平成29年12月末時点) ※上記箇所には、それぞれフル化事業中3箇所を含む



民間施設直結スマートインターチェンジの整備

IJ し、経済の活性化を図る 負担。 民間企業の発意 高速道路と近傍の民間施設を直結するインターチェンジについて、F よる整備を可能とすることで、高速道路を活用した企業活動を支援I 铝

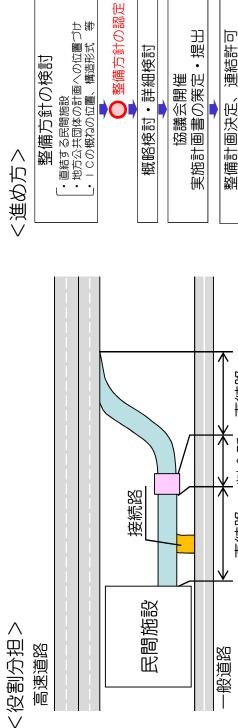
:对象施設】 大規模商業施設、工業団地、物流施設 等

主として民間施設に発着する交通 (一般交通も利用可能) [対象交通]

【運用形態】 ETC車限定 ハーフIC・1/4ICも可

【支援制度

子貸付 した場合の登録免許税の非課税措置 事業者のIC整備費用の一部を無利子 間事業者がIC整備に係る土地を取得 民民間間



4 報告

①提案

市町村

民間施設管理者

③認定

2認定申請

囲

開開

事業実施、

直結路

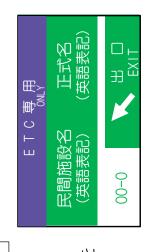
料金所

直結路

【アクセス道路】

 接続路
 <インターチェンジ名称>

 地方公共団体
 民間施設名を用いた名称を つけることが可能



※直結路は、整備後に民間施設管理者から地方公共団体に 無償譲渡し、地方公共団体が維持管理

高速道路会社

民間施設管理者

アクセス道路・ランプ

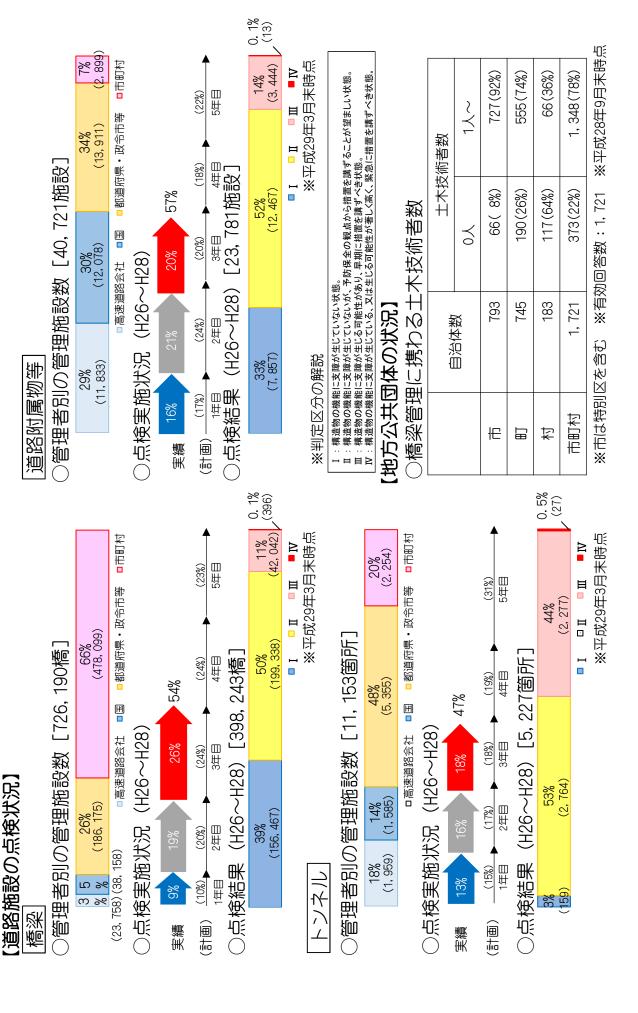
直結路

粒金所

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言(平成26年4月14日)概要

○社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から 構成される『道路メンテナンス技術集団』による<u>『直轄診断』</u> を実施 ○点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度 ○重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、<u>国や高速会社</u> 等<u>が点</u>検や修繕等を代行(跨道橋等) ○地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実 ○複数年にわたり集中的に実施する<u>大規模修繕・更新</u> に対して支援する<u>補助制度</u> (平成26年法改正) 国民の理解と協働の取組みを ○産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進 ○メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施 ○メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築 を設置 ○点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定 ○過積載等の違反者への取締り・指導の強化 ○都道府県ごとに「道路メンテナンス会議」 修繕予算は最優先で確保 メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築 ○高速道路更新事業の財源確保 ○老朽化の現状や対策について、 ○点極、 (高速) (地力) (回轄) [国民の理解・協働] 「その色」 [体制] [予算] [技術] (見える化) ※施設数はH29.3月末時点 **必要な修繕** 四年7.1 極心 予防 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 構造物の機能に支障が生じていないが、予防 保全の観点から措置を講ずることが望ましい 状態 ○橋梁(約73万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施 メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化) 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、 早期に措置を講ずべき状態 構造物の機能に支障が生じていない状態 ○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施 ○適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示 省令·告示:H26.3.31公布、 ○各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施 評価·公表 ○点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、 ○利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去 ができない場合は、通行規制・通行止め ○点検・診断・措置の結果をとりまとめ、 予防保全段階 早期措置段階 緊急措置段階 道路インフラ健診 区分 健全 \geq Ħ [点極]

道路施設の点検状況

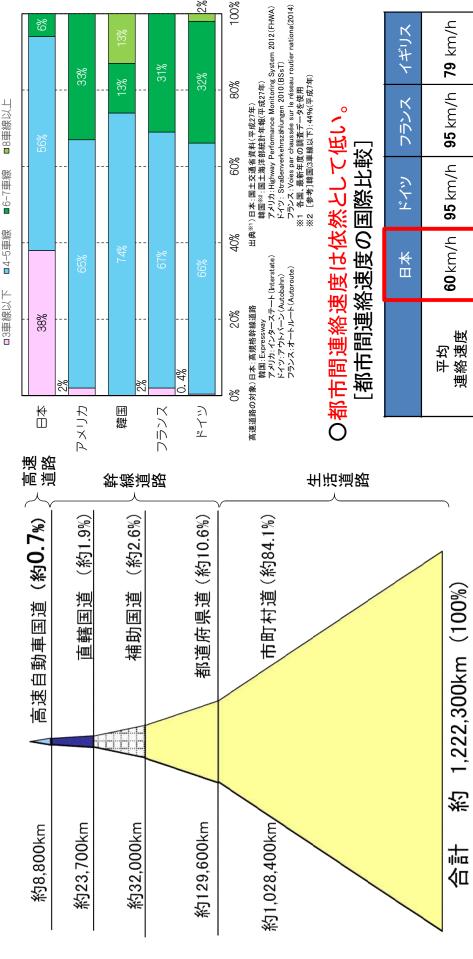


日本の道路の現況

高速道路の車線数別延長の構成比

〇日本の高速道路は車線数が少ない。

[日本の道路種別と延長割合] 〇高速道路の延長割合は低い。



100%

31%

32%

高速自動車国道:平成29年4月1日時点

その他:平成28年4月1日時点 注)各々の延長は100km単位となるように四捨五入したため合計と合致しない

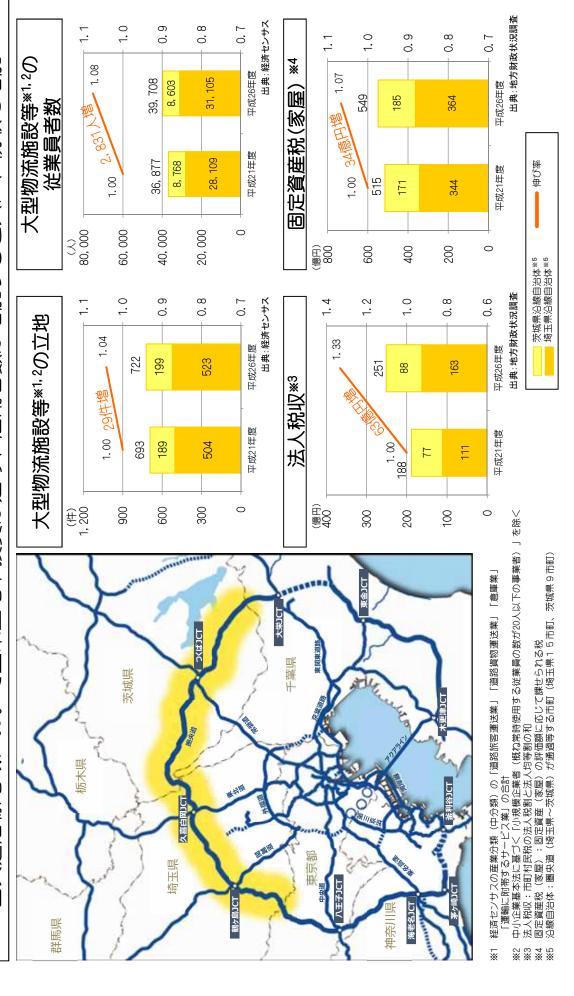
	田本田	ドイツ	フランス	イギリス
平均 連絡速度	60 km/h	95 km/h	95 km/h	79 km/h

都市間連絡速度:都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの対象都市 :拠点都市(都道府県所在地等)及び一定の距離離れた人口5万人以上の都市、主要港湾所要時間 :所要時間経路探索システム (Google Maps) による

^	1. 高速自動車国道の〈〉内は、高速 自動車国道に並行する一般国道自動 車専用道路である。(外書きであり 、高規格幹線道路の総計に含まれて	5)	定延長には、一般国道のバイパス等を活用する区間が含まれる。 3.総延長は、高速自動車国道におい	→ Cla、当工開発幹線目割単恒建設法 第3条及び高速自動車国道法第3条、 本州四国連絡道路及び一般国道にお し/では、三土交通大臣の指定に基づ → が長を、三十		事後評価		
∌		\(\frac{2}{2}\)	W W W W W W W W W W W W W W W W W W W	 	/			3 /////
	P定延長 F率	(82%)	(87%)	(42%)			H	т
	開通子定) 進捗率	ш	<u>ک</u> ۔				用 地 買 収(収用	無器→配置
	H30年度末開通予定延 ()進捗率	I, 922km	,017km>	,849km		申二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	用地幅花器墨	
	H304	7,	, C, Q,	<u></u>				777770)
	延長	(%83%)	(86%)	(71%)	2		本	HIET.
	<u>)通予定</u> 進捗率	8)	8 -	(7	業の流れ		開	
	H29年度末開通予定延長 ()進捗率	11,638km	<954km> 8, 913km	1, 771km		新規事業採択時評価		環境影響評価
状況	総延長	約14,000km	11,520km	約2,480km		計画段階評価	概略ルート・構造の比較権 概略計画の決一	響評価
〇高規格幹線道路の整備状況		高規格幹線道路	高速自動車国道	一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路を含む)		計画段	道路及び交通現況の把課題の整理・目標の設定	R P

埼玉県・茨城県における圏央道を活かした産業基盤づくり

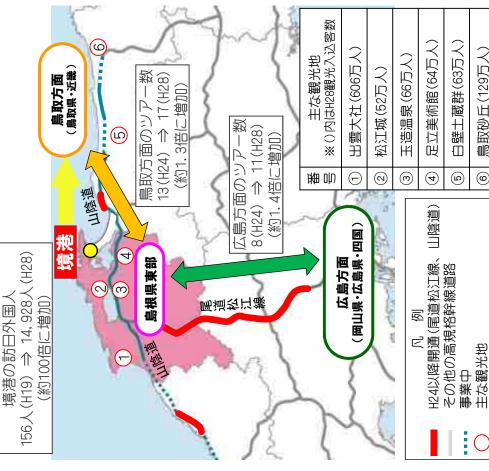
茨城県は企業誘致を積極的に推進 税収も増加 る乙共万、 用者数が増加す • 埼玉県 圓 税収の確保を目的に、 企業立地や投資が進み 雇用の創出、 (19PC) 央道沿線地域 産業の振興、 $\overline{\mathbb{C}}$ 瓤 账



道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保

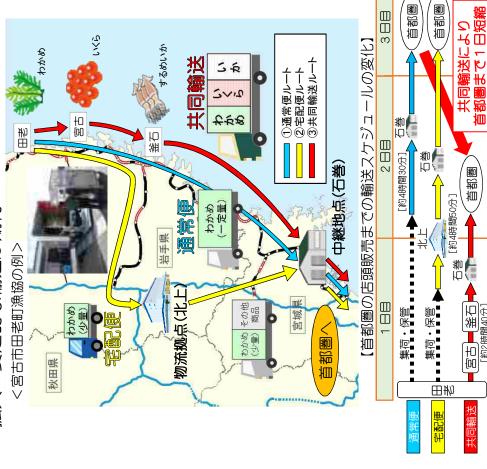
観光周遊ルートの拡大(島根県東部)

)島根県東部と広島・鳥取方面を巡るツアー数が増加するとともに、境港のクルーズ船の寄港地としての魅力が高まり、訪日外国人が約100倍に増加



|共同輸送による物流ルートの構築(三陸沿岸地域)

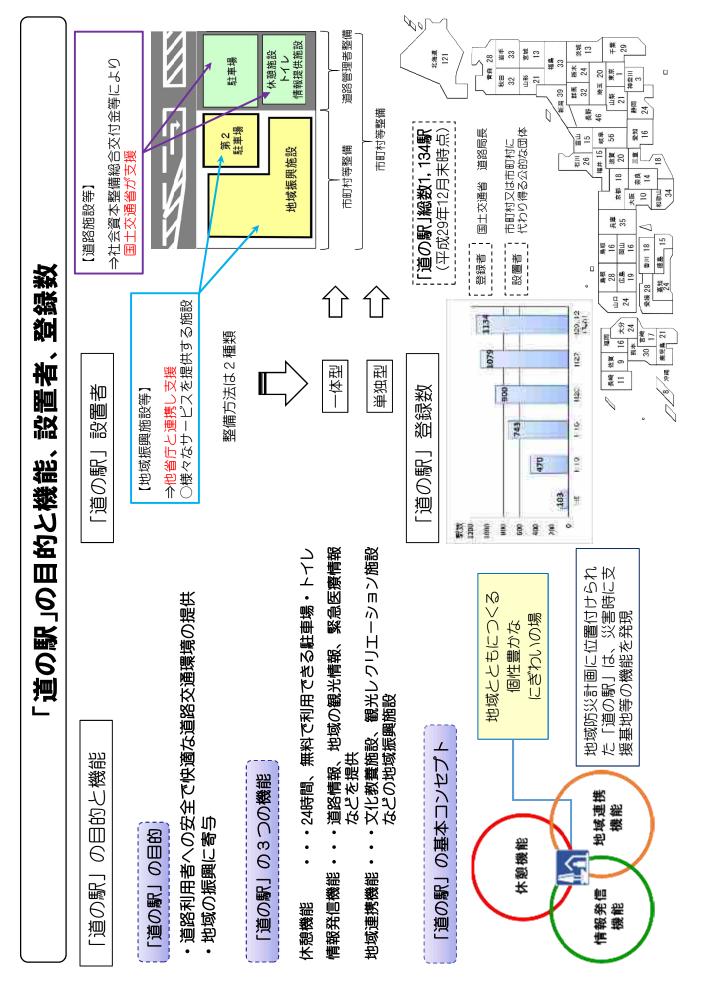
- 復興道路を活用した ○震災以降の物流コスト高を受け、 新たな物流ルートが構築
 - 海産物の販路 輸送コスト削減や輸送時間短縮により、 拡大・安定的な輸送が期待



- 約2時間40分

鳥取砂丘(129万人)

(o)



・約39%が1km圏内に病院・診療所あり く中山間地域の道の駅に関するデータ 南アルプスむら原治 (単アルプスむの長谷) (実験期間 11/18~11/25) コスモール大樹、 ・約33%が1km圏内に役場機能あり (実験期間 12/10~12/12) (道の駅 ひたわおおた) どんぐりの買いなぶ) 北海道広尾郡大樹町 とちぎじ にしかたまさ 栃木県栃木市西方町 中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス実験箇所 茨城県常陸太田市 (実験期間 9/2~9/9) ・約45%が道の駅にバス停あり しかた、 長野県伊那市 Cately 愛知県豊田市 (***) (道の駅 道の駅 道の駅 (道の駅 滋賀県東近江市黎畑町 (道の駅 奥永源寺渓流の里) (実験期間 11/11~11/12) またあきたぐん かみこあにむら秋田県北秋田郡上小阿仁村 (実験期間 12/3~12/10) かやいもに ひがしおきたまぐんたかはたまち 山形県東置賜郡高畠町 道の駅 たかはた) (やまこし復興交流館おらたる) 道の駅 実験期間 11/26~11/30) 新潟県長岡市 たいら) なんとし 第二県南砺市 道の駅 滋賀県大津市 (道の駅 妹子の郷) **贞阜県郡** 道の駅 ビジネスモデルの更なる具体化に向けてフィージビリティスタ ディを行う(5箇所) (机上検討) :FS箇所 主にビジネスモデル を検討(8箇所) ※現地実証実験の期間は平成29年実施分のみ記載 にしいな・かずの橋夢羅台) しいしくか いいなんちょう 島根県飯石郡飯南町 (道の駅 赤紫鶯原) 実験期間 11/11~11/17) : 公募型 にいずし 岡山県新見市 (道の駅 鯉が窪) 実験期間 12/3~12/9) あいきたぐんあいきたまち 熊本県葦北郡芦北町 (道の駅 芦ザベーバー) 高島県三好市 徳島県三好市 ※平成30年3月までに全箇所で実施 平成29年度 福岡県みやま市 (みやま市役所 山川芝所) 〔実験期間 9/30~10/7〕 、猫にもたびの巻、 10条字部市 主に技術的な検証を 実施(5箇所) :地域指定型 (道の駅

無電柱化の推進に関する法律の概要

目的

(米) 災害の防止、安全•円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(※)の推進に関し、 基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的•計画的•迅速に推進し、公 共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう · ※

基本理念

国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進

国•地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担

地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

国の責務等

(3~6条)

:無電柱化に関する施策を策定•実施:地域の状況に応じた施策を策定•実施 2.地方公共団体 3.事業者

道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発 無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力 事業者 田田

無電柱化推進計画(国土交通大臣

基本的な方針•期間•目標等を定めた無電柱化推進計画を策定•公表 (総務大臣•経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者•電気通信事業者 の意見を聴取)

都道府県•市町村無電柱化推進計画

(8祭)

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表(努力義務) 〈電気事業者•電気通信事業者の意見を聴取〉

公布•施行:平成28年12月16日(附則第1項) **※**

無電柱化の推進に関する施策

(9~15条)

広報活動·啓発活動

(2条)

2.無電柱化の田(11月10日)

3.国•地方公共団体による必要な道路占用の禁止•制限等 の実施

これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線 4.道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、 の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施

無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及 വ

(火)

無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力 ဖ

7.政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他 の措置を実施

無電柱化の費用の負担の在り方等について規定(附則第2項) **※**

自転車活用推進法の概要

目的 基本理念

(1•2条)

基本方針

<回記>

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる 事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することに より、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること

く基本理念>

- 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること
 - 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
 - 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
 - 交通の安全の確保が図られること

国等の責務 |

(3•4祭)

- 国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施金を設す。
- 策を策定、実施する 国•地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する 国民•住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める

公共交通関係事業者の責務等

- ・ 自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共 ・ 自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共 団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよ う努める
 - ・国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努める

①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備 ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し ③シェアサイクル施設の整

(8祭)

自転車活用推進計画

(9~11条

- 政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政 上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国 会に報告する都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計
 - 都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める

転車活用推進本部

Ш

(12•13条)

国士交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、 本部員は関係閣僚をもって充てる(併せて国土交通省設置法の一 部改正(附則5条))

その他

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする (14条)
 - ・ 自転車活用推進を担づ行政機関の在り方について等の検討(附則2・3条)
- 市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用 道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法 律の一部改正(附則4条)

公布:平成28年12月16日 施行:平成29年5月1日

道路 関係

			平成30年度(A)		前年度(B)		
	区	分		事業費	国費	事業費	国費
直	轄	事	業	1,556,158	1,556,158	1,559,291	1,559,291
改	築	そ の	他	1,071,935	1,071,935	1,097,229	1,097,229
維	持	修	繕	368,259	368,259	345,783	345,783
諸		費	等	115,964	115,964	116,279	116,279
補	助	事	業	163,353	97,417	144,065	86,195
地	域高規	格 道 路 そ	の他	92,469	51,635	89,523	50,127
I	C ア ク	セス	道 路	43,500	23,998	29,993	16,498
大	規 模 (修 繕 ·	更新	11,760	6,468	8,925	4,463
除			雪	15,624	10,416	15,624	10,416
補	助	率 差	額	-	4,900	-	4,691
有	料道	路事業	等	2,439,314	14,119	2,378,769	20,708
小			計	4,158,825	1,667,694	4,082,125	1,666,194
社 会 (交 通	資本整力	備総合交集中支援	付 金 事 業)	106,297	59,000	_	_
合			計	4,265,122	1,726,694	4,082,125	1,666,194

(再 掲)

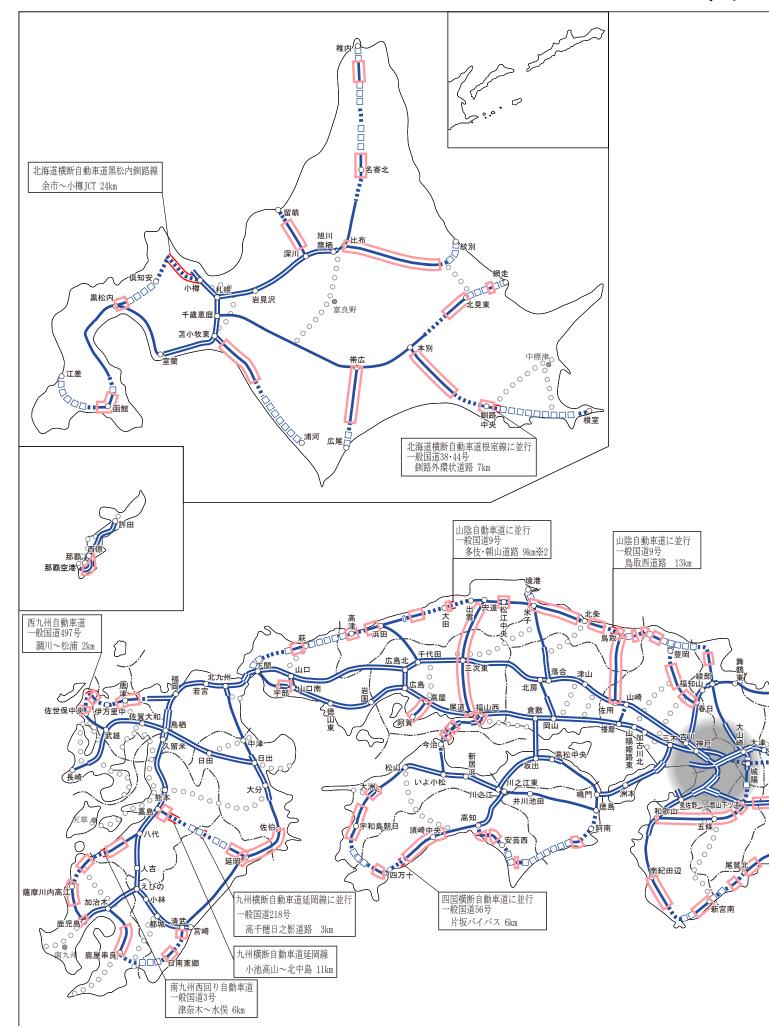
補助事業 + 社会資本整備総合交付金 (交通拠点連携集中支援事業)	269,650	156,417	144,065	86,195
-----------------------------------	---------	---------	---------	--------

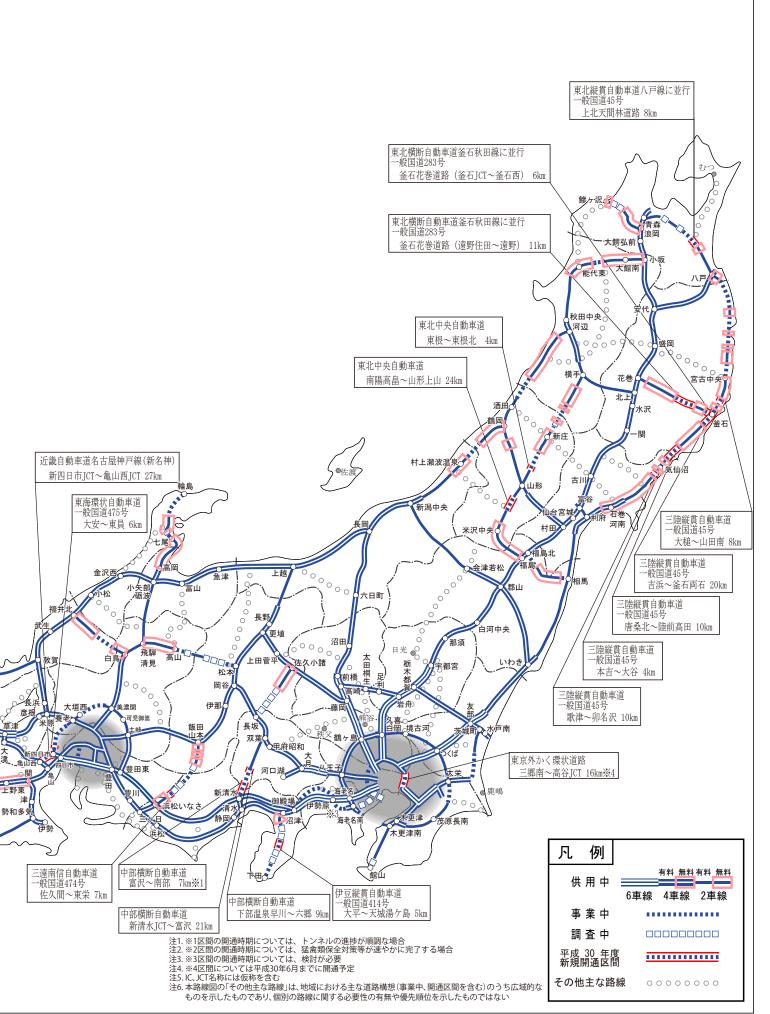
予 算 総 括 表

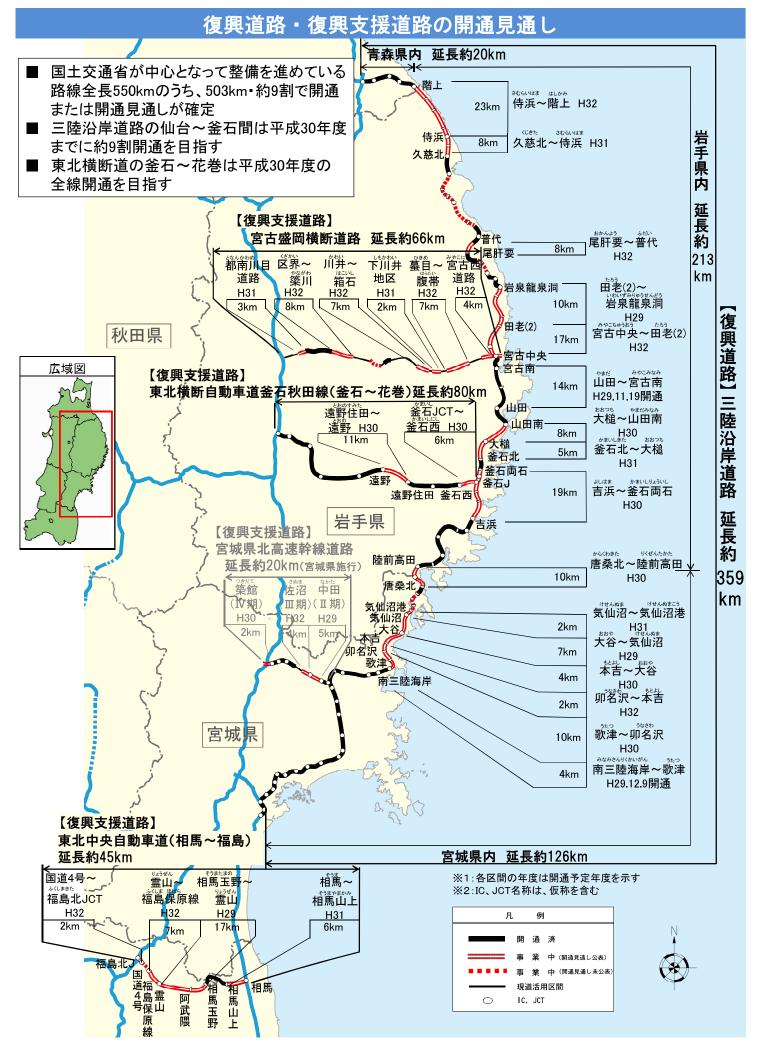
(単位:百万円)

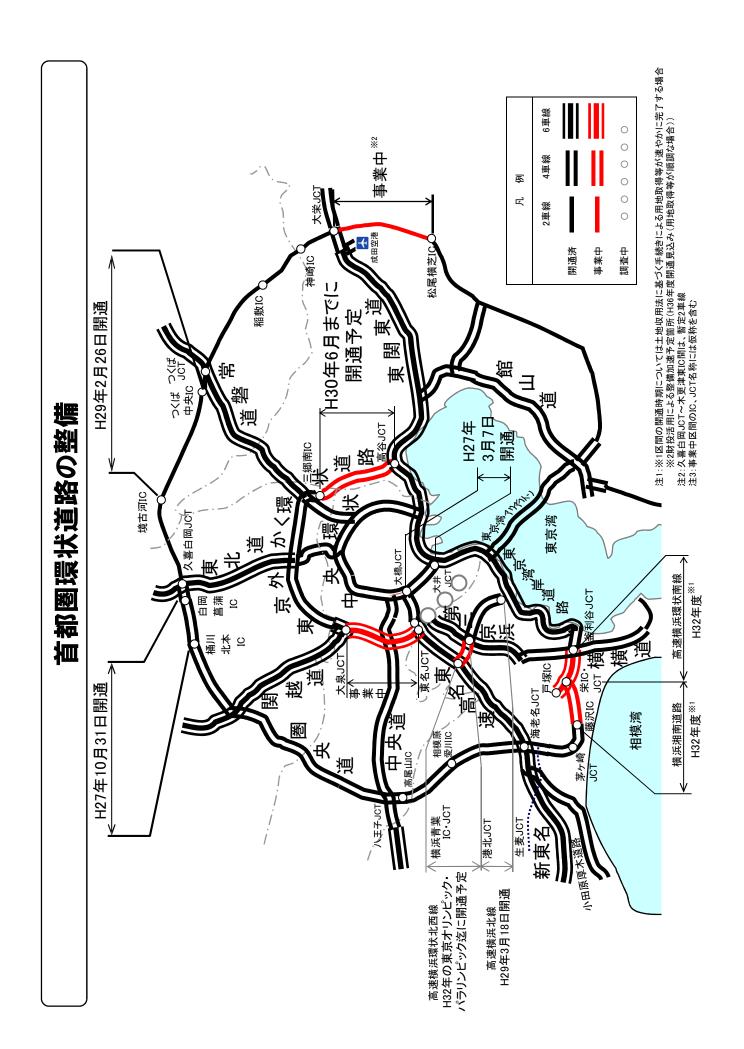
倍率(A)/(B)		
事業費	国費	備考
1.00	1.00	1. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金 (2,958億円)を含む。
0.98	0.98	2. 有料道路事業等の事業費については、各高速道路株式会 社の建設利息を含む。
1.07	1.07	3. 有料道路事業等の計数には、高速道路連結部整備事業費
1.00	1.00	補助、連続立体交差事業資金貸付金、電線敷設工事資金貸付金等を含む。
1.13	1.13	4. 本表のほか、防災・安全交付金(国費11,117億円[対前年度 比1.01])、社会資本整備総合交付金(国費8,886億円[対前年 度比0.99])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てること ができる。上記には、社会資本整備総合交付金(交通拠点連
1.03	1.03	携集中支援事業)を含む。 社会資本整備総合交付金(交通拠点連携集中支援事業) は、交通拠点連携を図り、物流の効率化など生産性向上に資
1.45	1.45	する空港、港湾等へのアクセス道路や連続立体交差事業について、国庫債務負担行為を活用しながら個別箇所ごとに計画的かつ集中的な支援を実施するもの。
1.32	1.45	
1.00	1.00	5. 本表のほか、東日本大震災からの復旧・復興対策事業(国費2,090億円[対前年度比0.87])がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金(国典の61億円[対策策度比0.92])があり、地方の再規と広ば
_	1.04	(国費961億円[対前年度比0.88])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。
1.03	0.68	6. 本表のほか、行政部費(国費9億円)がある。
1.02	1.00	
皆増	皆増	
1.04	1.04	

1.87 1.81

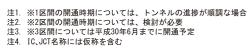






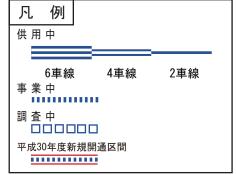






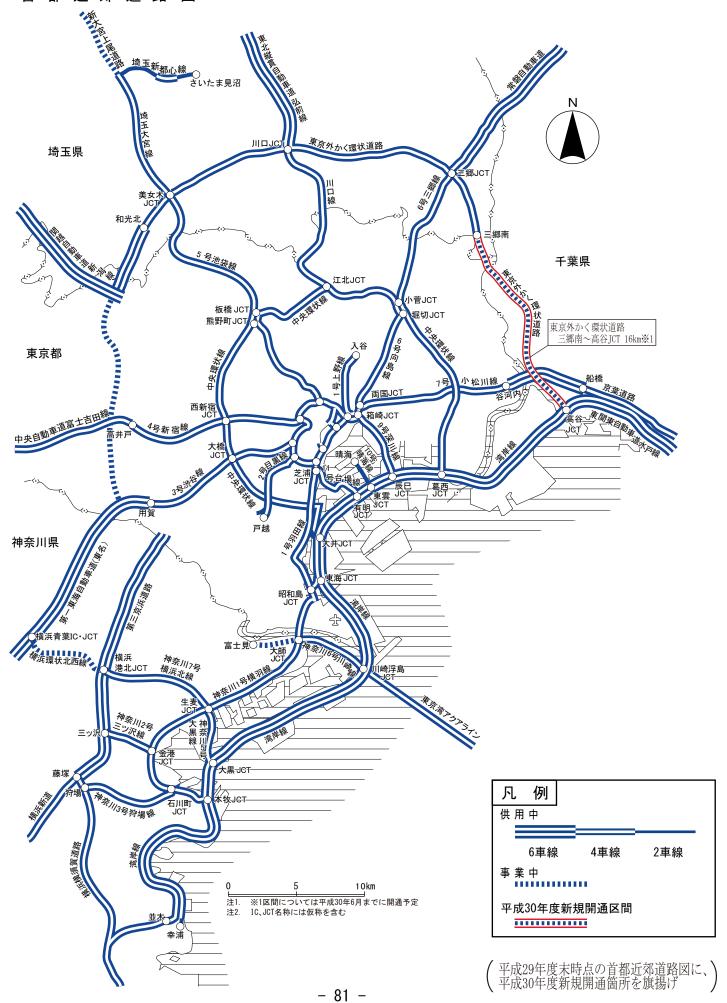
40km

20

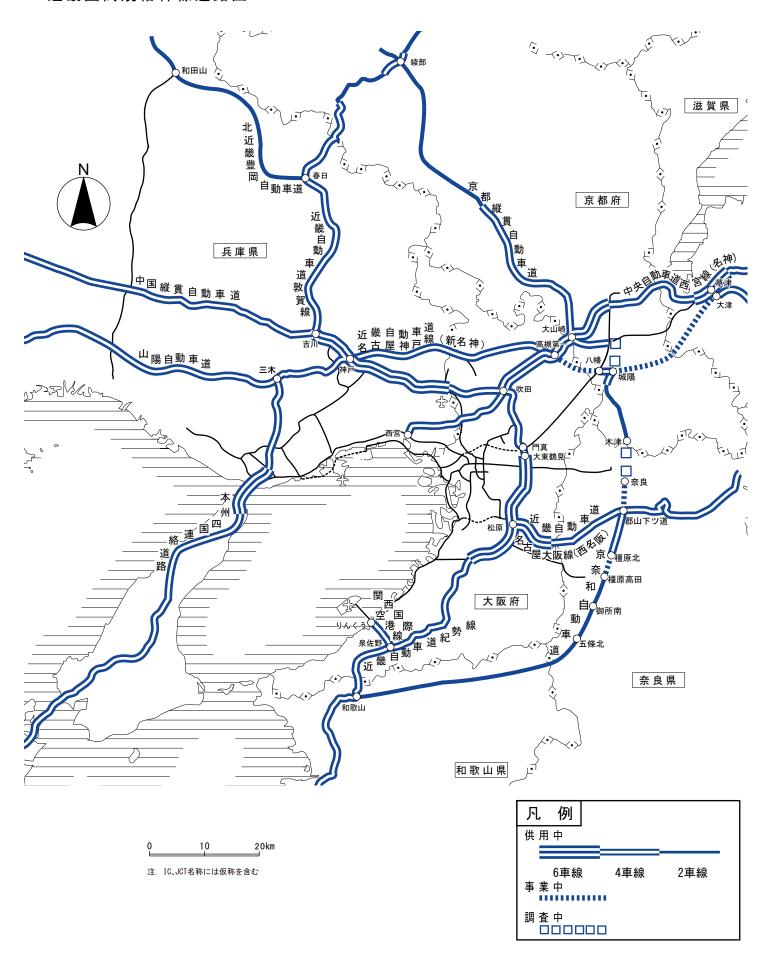


′平成29年度末時点の関東圏高規格幹線道路図に、 平成30年度新規開通箇所を旗揚げ

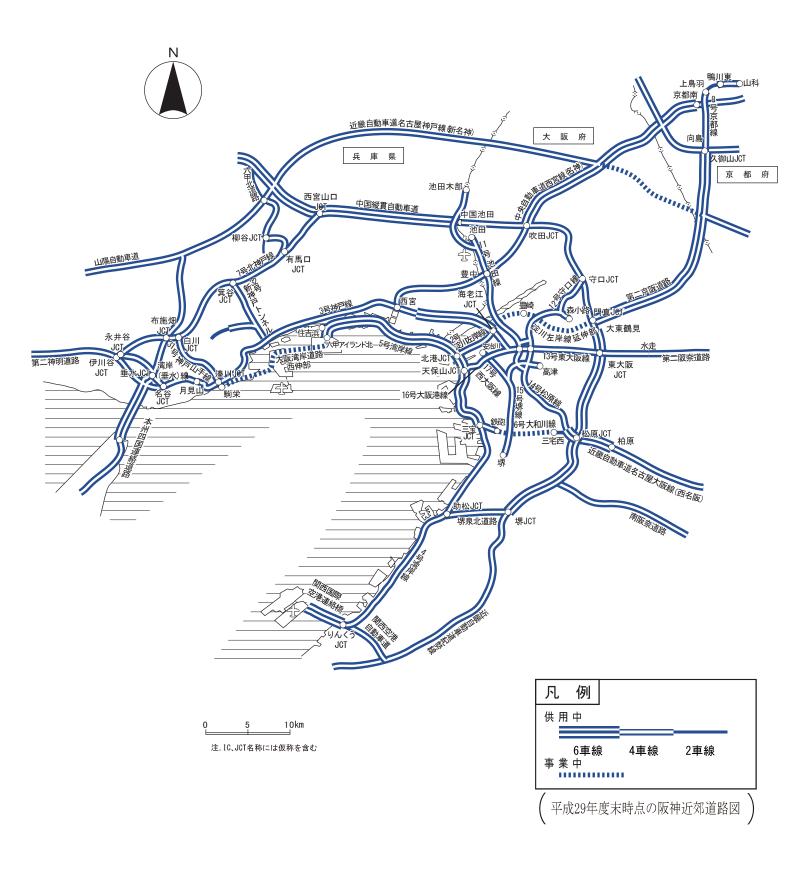
首都近郊道路図



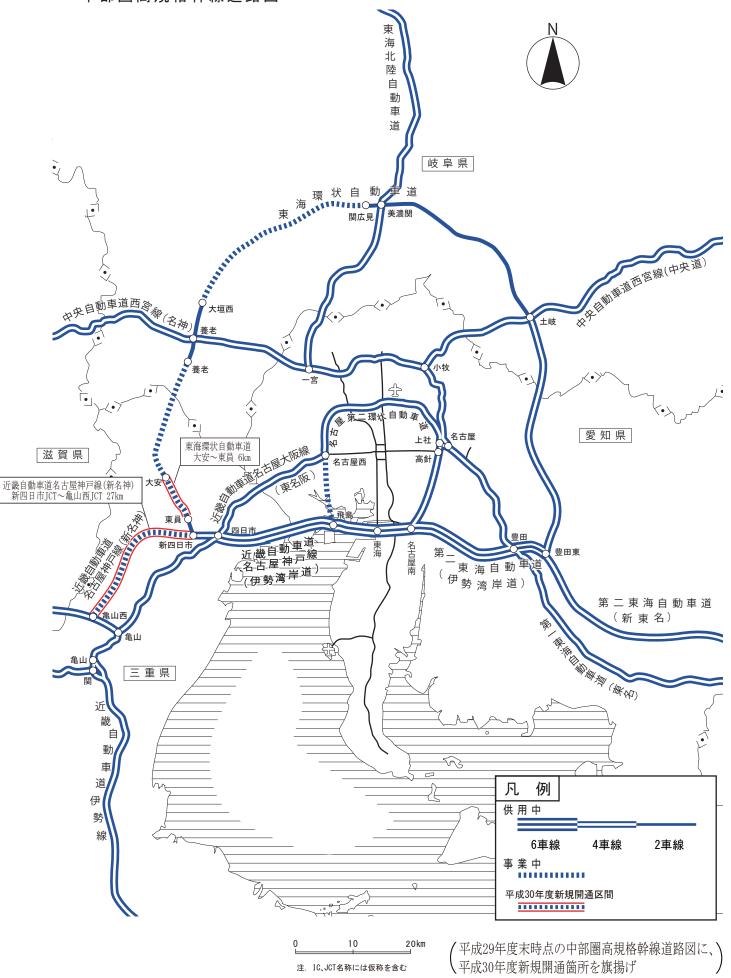
近畿圏高規格幹線道路図



阪 神 近 郊 道 路 図



中部圈高規格幹線道路図



国土交通省道路局のホームページをご覧下さい!

http://www.mlit.go.jp/road/

道路局

検索

○道路緊急ダイヤル

道路に関する緊急通報(落下物や路面の汚れ・穴ぼこなどの通報)を「道路緊急ダイヤル」(#9910)で受け付けています。携帯電話からの通報も無料です!

○道の相談室

「道の相談室」では、道路に関する相談を受け付けています。 http://www.mlit.go.jp/road/110.htm